

第2期 城里町
子ども・子育て支援事業計画
〈案〉

令和2年1月

城里町

目次

| | |
|--|-----------|
| 第1章 計画の策定にあたって | 6 |
| 第1節 計画策定の背景 | 6 |
| 1 社会背景 | 6 |
| 2 子ども・子育て支援事業計画の要請 | 8 |
| 第2節 子ども・子育て支援新制度の概要 | 9 |
| 第3節 計画の位置づけ | 10 |
| 第4節 計画の期間 | 10 |
| 第2章 城里町の子どもと子育て家庭の現状 | 11 |
| 第1節 人口と世帯の状況 | 11 |
| 1 総人口と世帯数 | 11 |
| 2 人口動態 | 12 |
| 3 合計特殊出生率の推移 | 12 |
| 4 世帯類型等の推移 | 13 |
| 5 児童数の状況 | 14 |
| 6 就業状況 | 15 |
| 第2節 ニーズ調査結果からみた子育て環境について | 16 |
| 1 子育てしやすいまちづくりについて | 16 |
| 2 平日の定期的な教育・保育事業について | 17 |
| 3 放課後に過ごさせたい場所や、小学校教育で重視すべきと思うこと | 18 |
| 4 子どもたちを育てていくうえで、町が優先的に取り組むべきこと | 19 |
| 5 城里町独自の子育て支援について | 20 |
| 第3章 計画の基本的な考え方 | 21 |
| 第1節 計画の基本理念 | 21 |
| 第2節 施策の体系 | 21 |
| 1 基本的な考え方 | 21 |
| 第4章 包括的子育て支援施策 | 23 |
| 第1節 施策の展開 | 23 |
| 基本目標1 子育て支援サービスの充実 | 23 |
| 基本目標2 子どもの生きる力を育む環境づくり | 25 |
| 基本目標3 子どもの心身の健やかな成長のサポート | 29 |
| 基本目標4 家庭や地域の子育て力の向上支援 | 32 |
| 基本目標5 子どもの安全の確保 | 34 |
| 基本目標6 子育てを支援する生活環境の整備 | 35 |
| 基本目標7 要保護児童への対応などきめ細かな取り組みの推進 | 37 |
| 第5章 量の見込みと確保方策 | 39 |
| 第1節 教育・保育提供区域などの設定 | 39 |
| 1 教育・保育提供区域 | 39 |
| 2 地域子ども・子育て支援事業の提供区域 | 39 |

| | |
|------------------------------------|-----------|
| 第2節 子どもの人口の見通し..... | 40 |
| 第3節 幼児期の学校教育・保育の見込量及び確保策..... | 41 |
| 1 見込量..... | 41 |
| 2 幼稚園・保育所（園）・認定こども園の現状..... | 41 |
| 3 量の見込み：幼稚園・保育所（園）・認定こども園..... | 43 |
| 4 提供体制と確保の内容..... | 45 |
| 第4節 地域子ども・子育て支援事業の見込量及び確保策..... | 46 |
| 1 利用者支援事業（子育て世代包括支援センター）..... | 47 |
| 2 地域子育て支援拠点事業..... | 48 |
| 3 妊婦健康診査..... | 49 |
| 4 乳児家庭全戸訪問事業..... | 49 |
| 5 養育支援訪問事業等..... | 50 |
| 6 子育て短期支援事業..... | 51 |
| 7 ファミリー・サポート・センター事業..... | 51 |
| 8 一時預かり事業..... | 52 |
| 9 延長保育事業..... | 54 |
| 10 病児・病後児保育事業..... | 55 |
| 11 放課後児童クラブ..... | 57 |
| 12 実費徴収に係る補足給付を行う事業..... | 58 |
| 13 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業..... | 58 |
| 14 母子保健関連事業..... | 59 |
| 第6章 計画の推進体制..... | 61 |
| 第1節 計画の推進にあたっての役割分担と連携..... | 61 |
| 第2節 進行管理..... | 62 |
| 資料編..... | 63 |
| 1 条例..... | 63 |
| 2 策定委員..... | 65 |

第1章 計画の策定にあたって

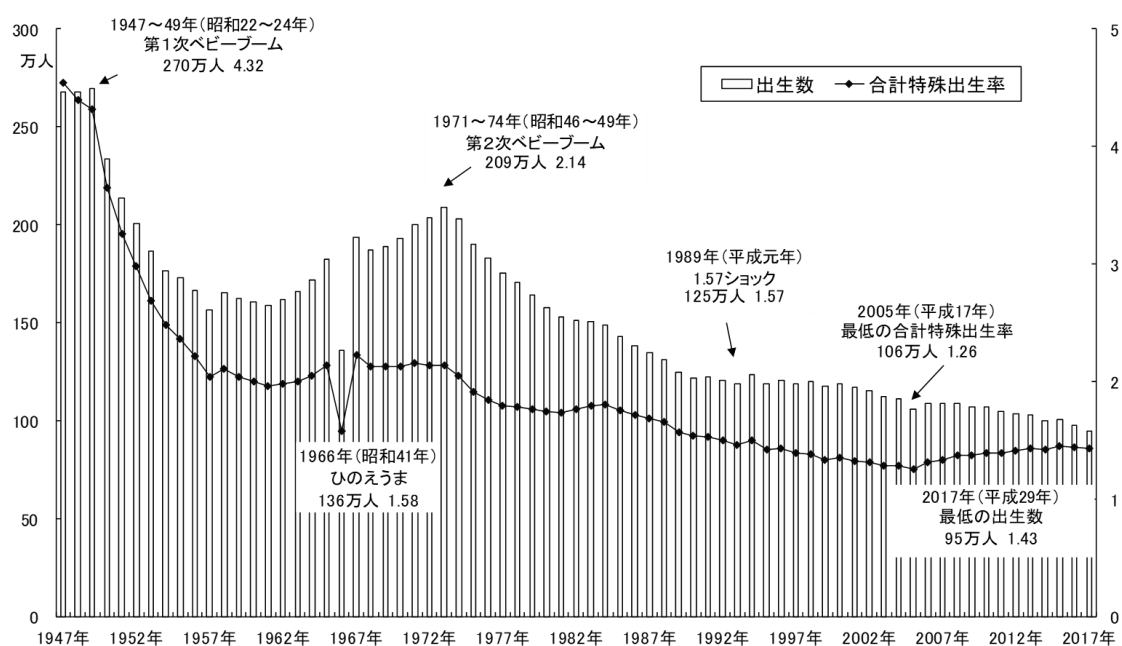
第1節 計画策定の背景

1 社会背景

i) 少子化の進行

わが国の出生数は、平成29年に94万6,065人となり、昭和22年以降、過去最低となっています。また、1人の女性が一生の間に産む子どもの数の目安とされる合計特殊出生率は、平成29年に1.43となり、前年より低下したものの、過去最低となった平成17年の1.26を底として微増傾向が続いています。しかし、将来にわたって人口を維持するために必要とされる2.08をいまだ大きく下回っています。

このような少子化の進行は、今後、社会の活力の低下や、社会保障をはじめとするわが国の社会経済全体に極めて深刻な影響を与えるものであると懸念されています。

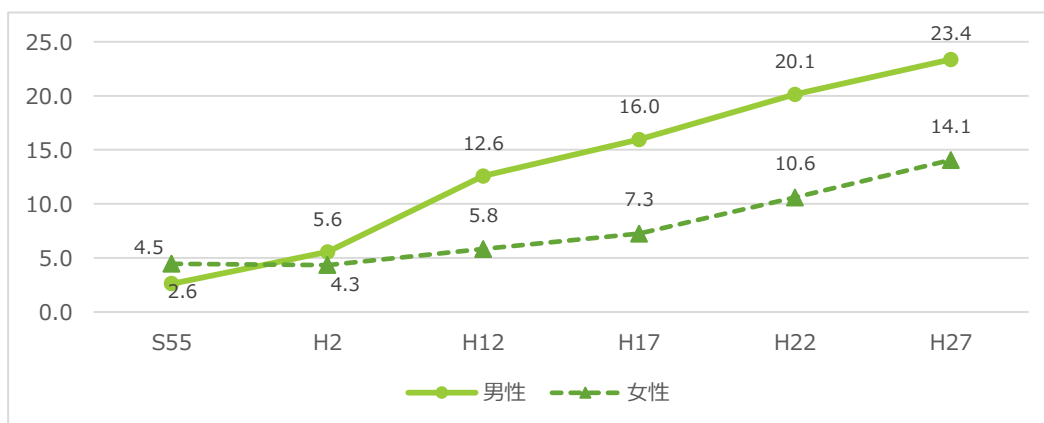


資料:人口動態調査

ii) 子育てをめぐる環境の変化

急速な少子化の背景にあるものとして、子どもを産み育てる家庭を取り巻く社会の変化が挙げられます。わが国の平成 27 年の生涯未婚率は、男性 23.4%、女性 14.1%となっており、これは昭和 55 年に男性 2.6%、女性 4.5%だったことと比較すると、大きく上昇しています。

■生涯未婚率の推移



資料：国立社会保障・人口問題研究所「人口統計資料集」

厚生労働省「人口動態統計」によると、平成 29 年の日本人の平均初婚年齢は、男性が 31.1 歳、女性が 29.4 歳と平均初婚年齢が上昇する晩婚化に加え、平成 29 年の第 1 子出生時における母親の平均出産年齢が 30.7 歳という晩産化も進んでいます。

内閣府の平成 25 年度「家族と地域における子育てに関する意識調査」によると、若い世代で未婚・晩婚が増えている理由として、非正規雇用の増加、ひきこもり問題など、若者が経済的・精神的に自立できない状況の顕在化や、結婚や子どもを持つことに対する意識の多様化があると考えられます。

また、厚生労働省が行っている国民生活基礎調査では、1 世帯当たり平均所得金額は 545 万 4 千円（H22 年：537 万 2 千円）と増加、相対的貧困率は 15.7%（H22 年：16.1%）で 0.4 ポイントの低下、子どもの貧困率は 13.9%（H22 年：16.3%）で 2.4 ポイントの低下と、前回調査時から改善はしたものの、子どもの貧困の実態を多面的にとらえながら、適切な支援を進めることが求められます。

このような、家庭をめぐる問題だけでなく、身近で安全な遊び場や集団的な遊びの機会の減少、地域の教育機能の低下などがみられるとともに、慣れない育児や子どもの進学への不安、経済的負担の増大など、安心して子どもを産み育てることが厳しい状況となっています。こうした環境の多様な変化に対応し、地域全体、社会全体で子どもとその親を支える仕組みづくりが求められています。

2 子ども・子育て支援事業計画の要請

前項に見られるように、わが国において少子化等の社会問題がさらなる進行を見せ、社会経済システムの根幹を揺るがす状態にまで事態が急迫しているのを受け、国は、平成24年8月に「子ども・子育て支援法」をはじめとする「子ども・子育て関連3法」

(※)を制定し、一人ひとりの子どもが健やかに成長することができる社会の実現を目指す「子ども・子育て支援新制度」を平成27年度より開始することとしました。

この制度下において市町村は「子ども・子育て支援事業計画」を策定することが「子ども・子育て支援法」第61条により義務づけられています。

「子ども・子育て支援事業計画」は、町域内における子ども・子育て支援事業の需給量の見込みや提供方策等をきめ細かく予測・計画するとともに、子どもやその保護者をはじめ、教育・保育従事者、企業、行政などの地域社会全体が協働して取り組んでいく施策・事業の方向を明らかにするために策定するものです。

本町ではこれまで、平成17年4月に施行された「次世代育成支援対策推進法」に基づき「城里町次世代育成支援行動計画（前期計画）」（計画年間：平成17年度～平成21年度）及び、「城里町次世代育成支援行動計画（後期計画）」（計画年間：平成22年度～平成26年度）を策定し、子育て支援の強化・拡充に努めてきました。

こうした国における政策の流れを踏まえ、本町においてもこれらの「次世代育成支援行動計画」に代わる新たな子育て支援のための計画として、平成27年3月に「城里町子ども・子育て支援事業計画（以下「第1期計画」とします）」を策定しました。

(※) 子ども・子育て関連3法

- 子ども・子育て支援法
- 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律
- 子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律

第2節 子ども・子育て支援新制度の概要

平成24年8月に成立した「子ども・子育て支援法」第2条では、保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識のもとに、家庭、学校、地域、職域その他の社会のあらゆる分野における、すべての構成員が各々の役割を果たすとともに、相互に協力して行うことが基本理念として掲げられています。

このような基本理念のもと、新制度では、市町村はそれぞれの地域の特性や課題に即して、より柔軟に制度運営・サービス提供を行っていけるようになった半面、家族構成や保護者の就労状況に応じた「保育の必要性の認定」の制度が導入され、この支給認定を受けた子どもを保育するための供給体制の確保が義務化されるなど、権限・責任ともに強化されています。

これまでの「エンゼルプラン」や「次世代育成支援行動計画」に基づき推進してきた施策に替わり、新制度においては、市町村がより強く主導権を持ちながら、人口減少社会の到来とさらなる少子化の進行、解消されない待機児童問題、地域の子育て力の低下、幼稚園と保育所（園）の制度再構築の要請などへの対応が求められています。

第1期計画策定後は、「子ども・子育て支援法」の改正や「ニッポン一億総活躍プラン」を踏まえ、「子育て安心プラン」（平成29年）が発表され、待機児童の解消、女性の就業率の向上（M字カーブの解消）、保育の受け皿の拡大と質の確保、保育人材の確保、保護者への寄り添う支援の促進といった方向性が打ち出されています。

また、「人づくり革命」と「生産性革命」を車の両輪とする「新しい経済政策パッケージ」（平成29年）及び「経済財政運営と改革の基本方針2018」（平成30年）により、令和元年10月から、3歳児から5歳児までの全ての子ども及び0歳児から2歳児までの住民税非課税世帯の子どもについての幼稚園、保育所、認定こども園の利用料が無償化されることとなりました。

こうした国の少子化対策の変化に対応しつつ、町の現状に適したさらなる施策を推進・展開していくことが求められています。

子ども・子育て支援新制度の主なねらい

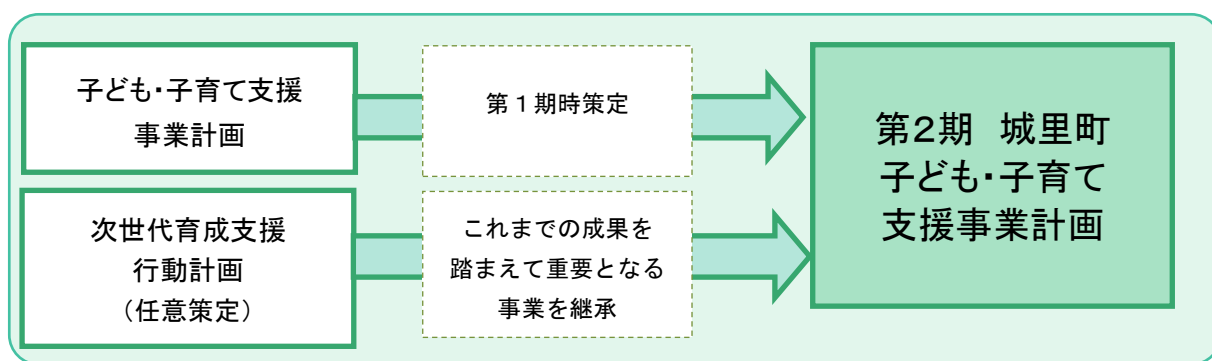
- 待機児童の解消
- 教育・保育、子育て支援の質の確保及び向上
- 地域における子ども・子育て支援の充実

第3節 計画の位置づけ

本計画は、「子ども・子育て支援法」第61条に規定される「市町村子ども・子育て支援事業計画」であり、内閣府から示された「教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の整備並びに子ども・子育て支援給付及び地域子ども・子育て支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針」に即して、「教育・保育提供区域」ごとの各年度の「教育・保育」及び「地域子ども・子育て支援事業」の量の見込み、これらの確保方策を定めます。

また、次世代育成支援対策推進法第8条の「市町村行動計画」として、保健・医療、雇用、住環境など、まちづくりの中で総合的な視野で実施していく、各分野における施策の方向性についても、本計画で位置づけます。

本計画の位置づけイメージ



第4節 計画の期間

本計画は、令和2年度から令和6年度までの5年間とします。ただし、計画期間の中間年を目安として、支給認定量の変動や情勢の変化を考慮し、計画の見直しを行います。

| 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 | 令和7年度 |
|-----------------------|--------|--------|--------|---------|-----------------------|-------|-------|-------|---------|-------|
| 城里町子ども・子育て支援事業計画〔第1期〕 | | | | | 城里町子ども・子育て支援事業計画〔第2期〕 | | | | | |
| | | 中間見直し | | 第2期計画策定 | | | 中間見直し | | 第3期計画策定 | |

第2章 城里町の子どもと子育て家庭の現状

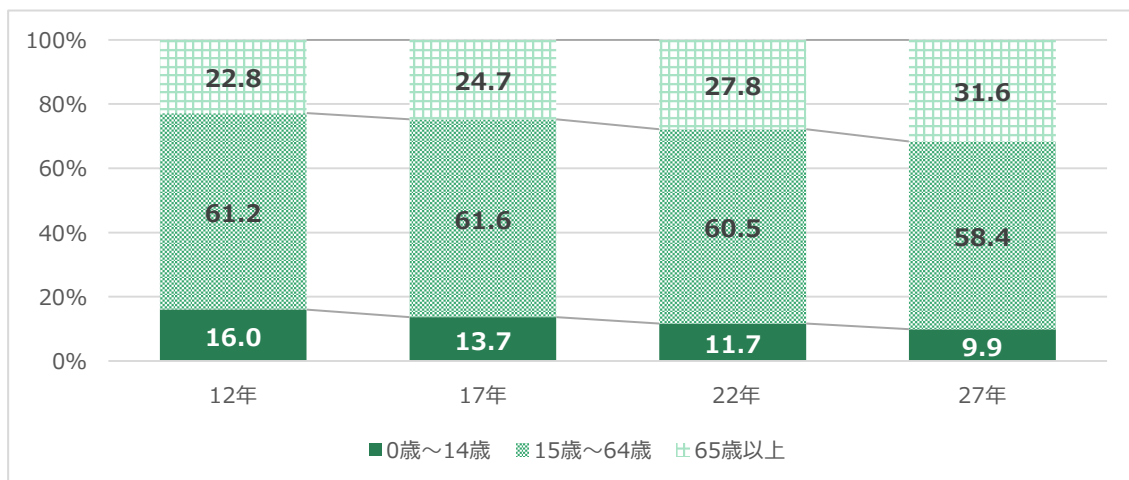
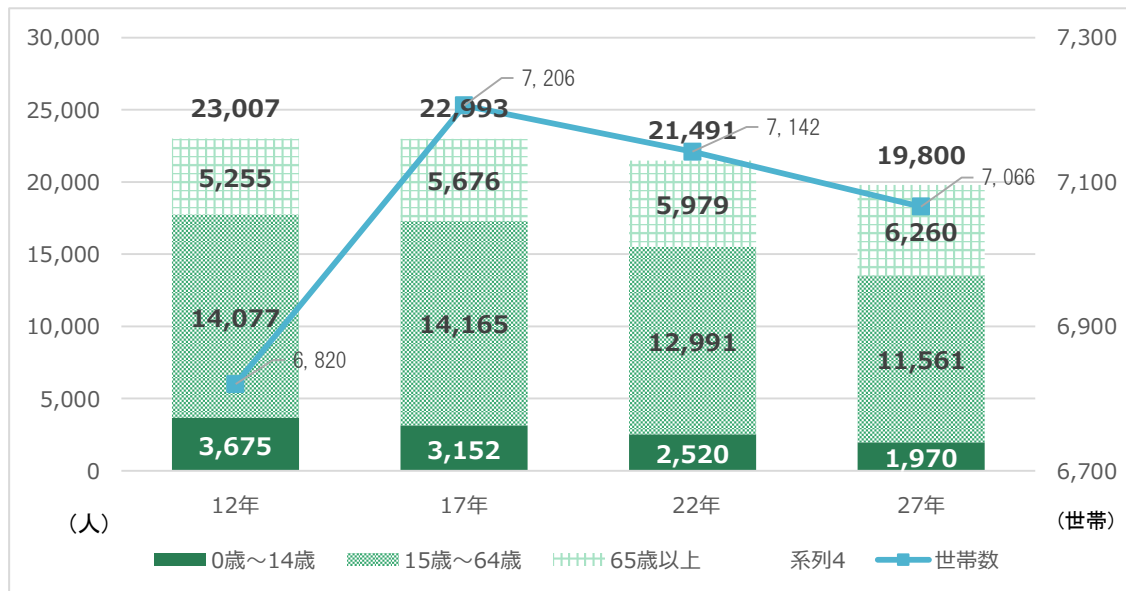
第1節 人口と世帯の状況

1 総人口と世帯数

国勢調査によると、城里町の人口は平成12年をピークとして平成17年には減少傾向に転換し、世帯数については平成17年にいたるまで増加傾向にあり、平成22年以降減少しています。

また、15歳未満の年少人口は1,970人、年少人口比率は9.9%です。一方、65歳以上の人口は6,260人、高齢化率は31.6%となっています。平成12年においては、年少人口比率が16.0%、高齢化率が22.8%であることから考えると、少子高齢化が進行していると言えます。

■ 町内総人口・年齢3区分人口、世帯数の推移、年齢3区分の比率



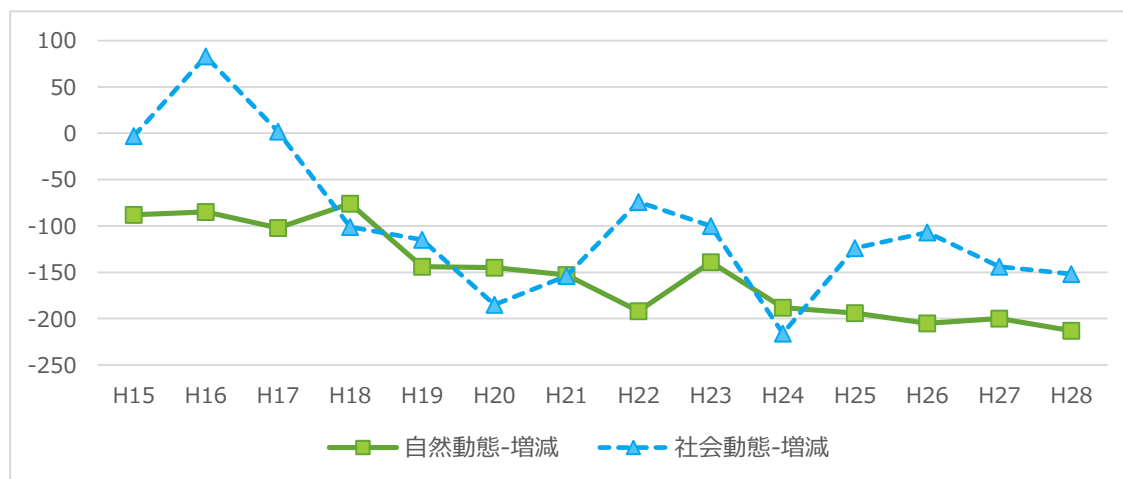
資料：国勢調査

2 人口動態

平成 15 年から平成 28 年までの住民基本台帳の人口動態によると、減少傾向にあることが分かります。

また、自然動態と社会動態に分けてみると、自然動態は一貫してマイナスであり、死亡数が出生数を上回り続けていることが分かります。社会動態も、平成 18 年にマイナスに転じて以来、転出数が転入数を上回っています。

■人口動態の推移



資料：城里町住民基本台帳

※自然動態：出生数から死亡数を引いた数

※社会動態：転入数から転出数を引いた数

3 合計特殊出生率の推移

厚生労働省の人口動態保健所・市区町村別統計によると、合計特殊出生率は国と茨城県では平成 20 年から平成 24 年まで回復傾向であるのに対し、城里町は減少傾向となっています。

| | 国 | 茨城県 | 城里町 |
|------------|------|------|------|
| 平成 10-14 年 | 1.36 | 1.46 | 1.39 |
| 平成 15-19 年 | 1.31 | 1.39 | 1.23 |
| 平成 20-24 年 | 1.38 | 1.43 | 1.20 |

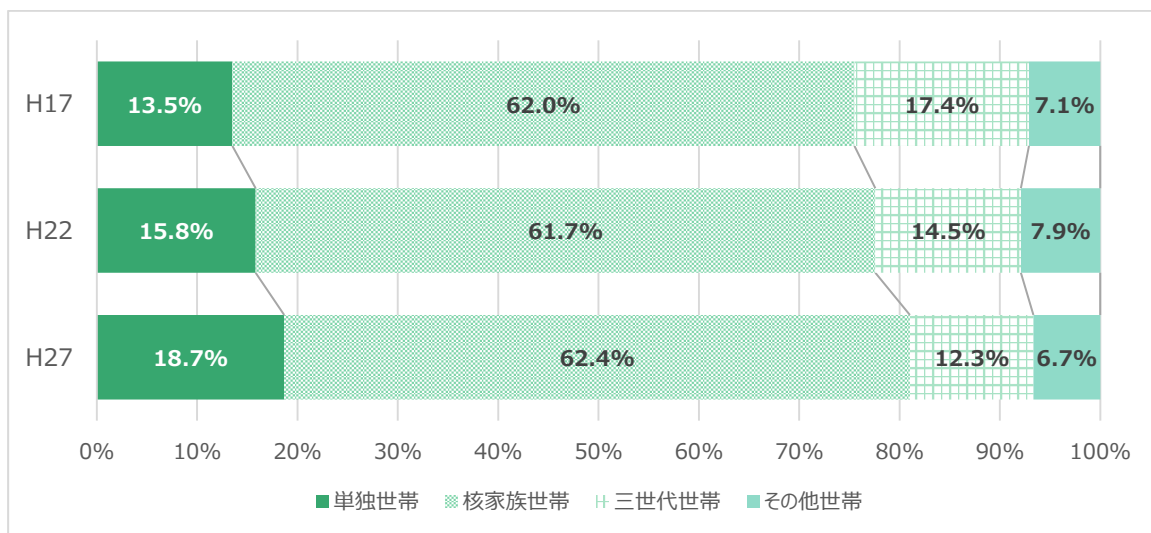
資料：厚生労働省人口動態保健所・市区町村別統計

※合計特殊出生率：15～49 歳までの女性の年齢別出生率を合計したもので、ひとりの

女性がその年齢別出生率で一生の間に生むとしたときの子どもの数に相当します。

4 世帯類型等の推移

国勢調査によると、平成 17 年から平成 27 年にかけて、単独世帯の割合は 5.2 ポイントの増加、三世帯世帯の割合は 5.1 ポイントの減少が見られました。核家族世帯はほぼ横ばい傾向となっています。



資料：国勢調査(各年 10 月 1 日)

5 児童数の状況

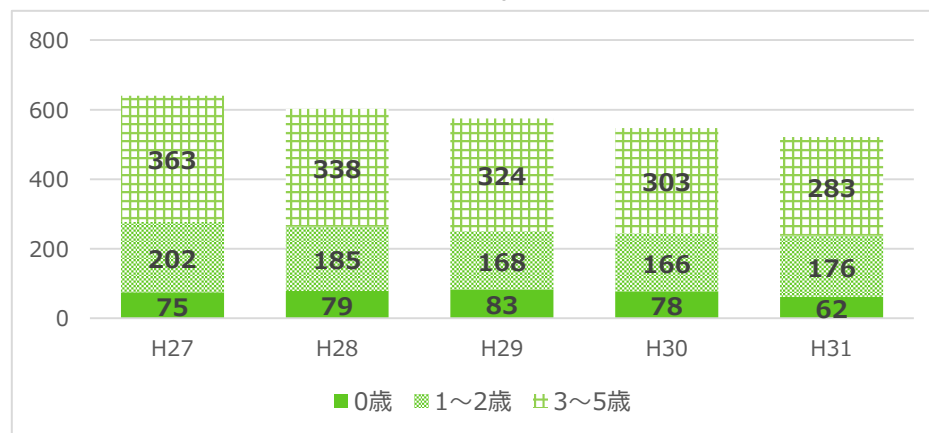
住民基本台帳によると、平成27年から平成31年における、0歳児から11歳児までの児童数は、年によって増減のばらつきがあるものの、減少傾向となっています。

■小学生以下の児童数の推移 (単位：人)

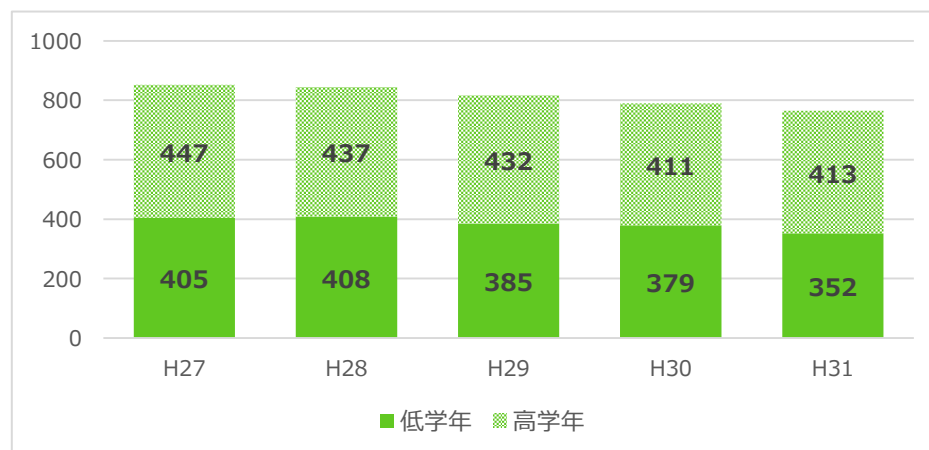
| 年齢 | H27 | H28 | H29 | H30 | H31 |
|------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 0歳児 | 75 | 79 | 83 | 78 | 62 |
| 1歳児 | 101 | 82 | 78 | 85 | 86 |
| 2歳児 | 101 | 103 | 90 | 81 | 90 |
| 3歳児 | 111 | 108 | 99 | 92 | 85 |
| 4歳児 | 116 | 110 | 112 | 97 | 98 |
| 5歳児 | 136 | 120 | 113 | 114 | 100 |
| 6歳児 | 126 | 138 | 121 | 116 | 113 |
| 7歳児 | 139 | 130 | 138 | 123 | 116 |
| 8歳児 | 140 | 140 | 126 | 140 | 123 |
| 9歳児 | 148 | 139 | 144 | 127 | 140 |
| 10歳児 | 141 | 151 | 138 | 146 | 129 |
| 11歳児 | 158 | 147 | 150 | 138 | 144 |
| 合計 | 1,492 | 1,447 | 1,392 | 1,337 | 1,286 |

資料：城里町住民基本台帳(各年4月1日)

【就学前児童 人口の推移】 (単位：人)



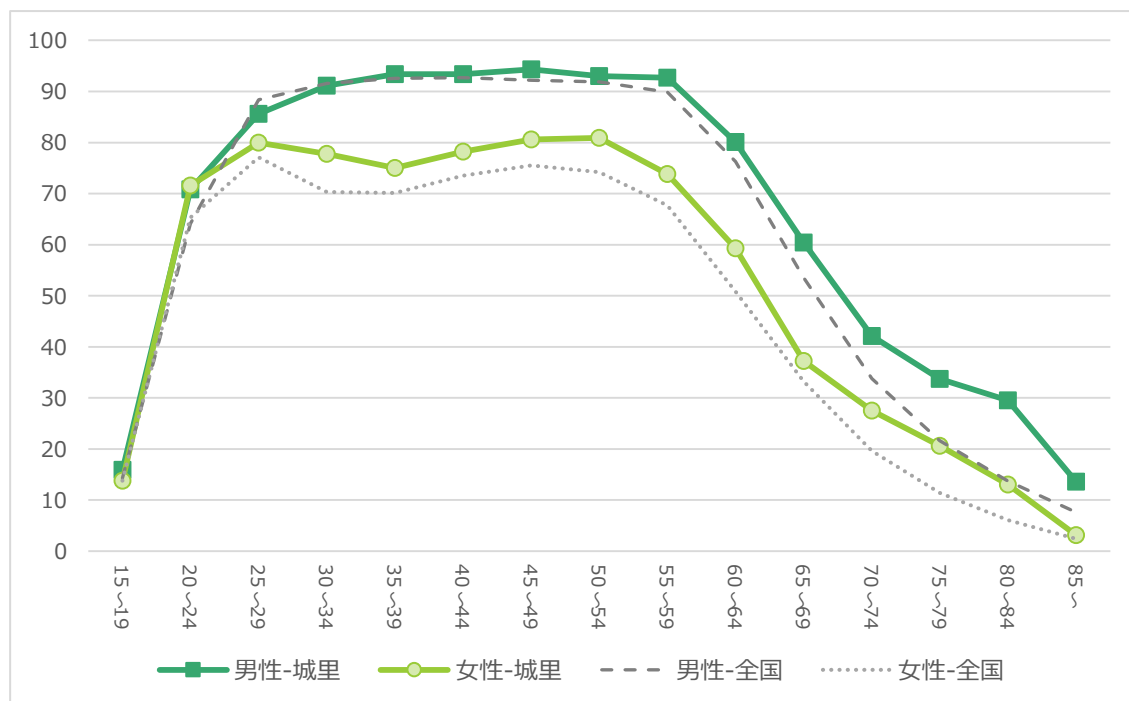
【小学生 人口の推移】 (単位：人)



6 就業状況

平成 27 年時点の国勢調査によると、城里町の就業率は、男女ともおおむね全国値よりも高い水準になっています。

女性の就業率においては、M字カーブがゆるやかになっており、子育て家庭の母親の就労率が高いこととともに、働かざるをえない状況が起こっていることも考えられます。



資料:国勢調査

第2節 ニーズ調査結果からみた子育て環境について

就学前児童の保育ニーズや、町の子育て支援への要望を調査するために、平成31年2月に、小学校6年生以下の児童のおられる町内の全世帯を対象にニーズ調査を実施しました。

| No | 調査対象 | 調査数 | 調査方法 | 有効回収 [※] 票数と有効回収率 |
|----|--------------|------|---------|----------------------------|
| 1 | 就学前児童世帯(保護者) | 438人 | 郵送配布・回収 | 250(57.1%) |
| 2 | 小学生世帯(保護者) | 611人 | 郵送配布・回収 | 258(42.2%) |

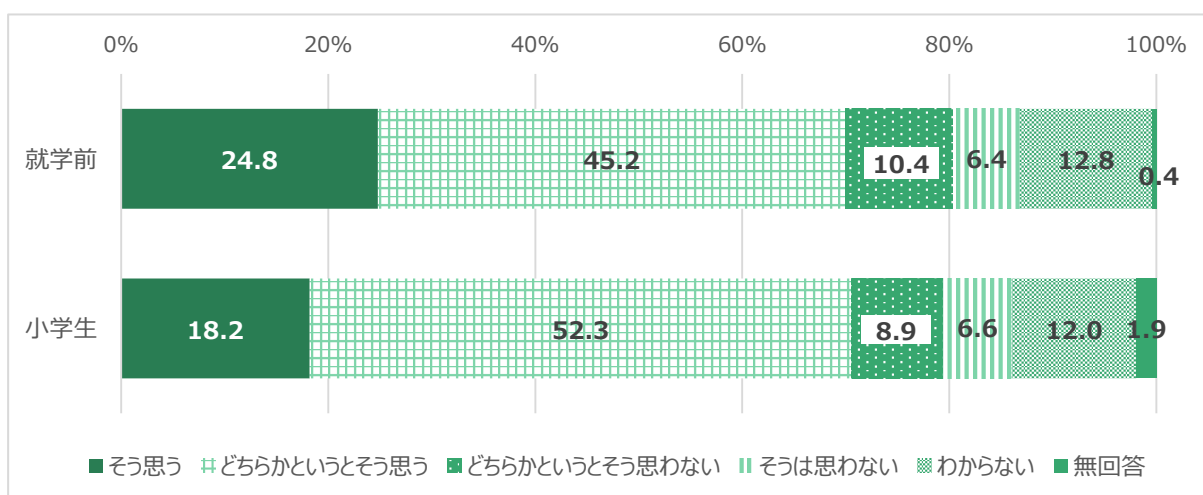
※有効回収とは、集計対象にできた回収分のこと。

以下はその結果より、子育て環境に対して保護者が感じていることが分かる結果を中心に掲載しました。

1 子育てしやすいまちづくりについて

城里町は子育てしやすいまちであるか聞いたところ、就学前児童保護者と小学生保護者の最も多い回答が「どちらかというと思う」で約5割、ついで多い回答が「そう思う」で約2割となっています。「そう思う」、「どちらかというと思う」の合計は、就学前児童保護者では70.0%、小学生保護者は70.5%となっており、約7割の保護者は「子育てをしやすい」と感じていると考えられます。

城里町は子育てしやすいまちであると思うか（就学前 n=250、小学生 n=258）



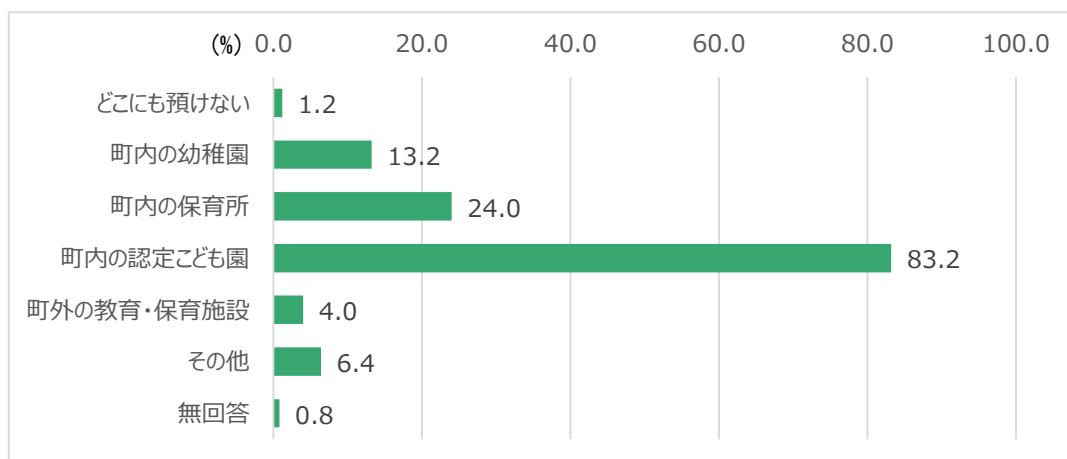
※本設問に回答いただいた方を母数として割合を算定しています。

2 平日の定期的な教育・保育事業について

利用を希望する幼稚園、保育園、認定こども園について聞いたところ、「町内の認定こども園」が最も多く 83.2%でした。

ついで、「町内の保育所」24.0%、「町内の幼稚園」13.2%の順で多くなっています。

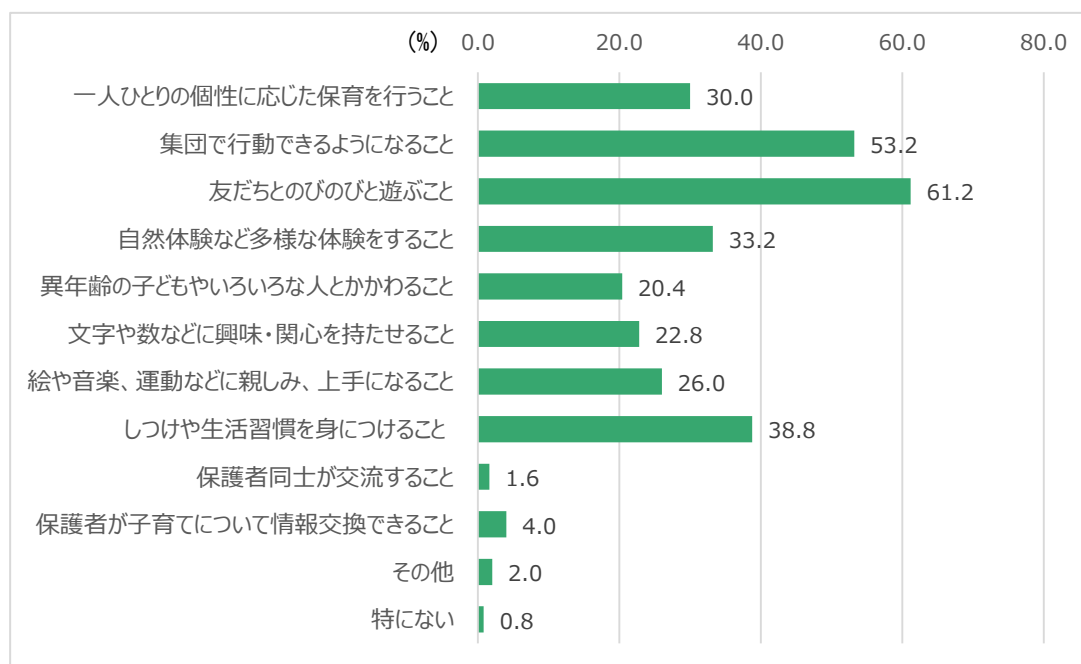
希望する幼稚園、保育園、認定こども園（複数回答/就学前 n=250）



また、幼稚園、保育所、認定こども園などに望むことについては「友だちとのびのびと遊ぶこと」が最も多く 61.2%でした。

ついで、「集団で行動できるようになること」53.2%、「しつけや生活習慣を身につけること」38.8%の順で多くなっています。

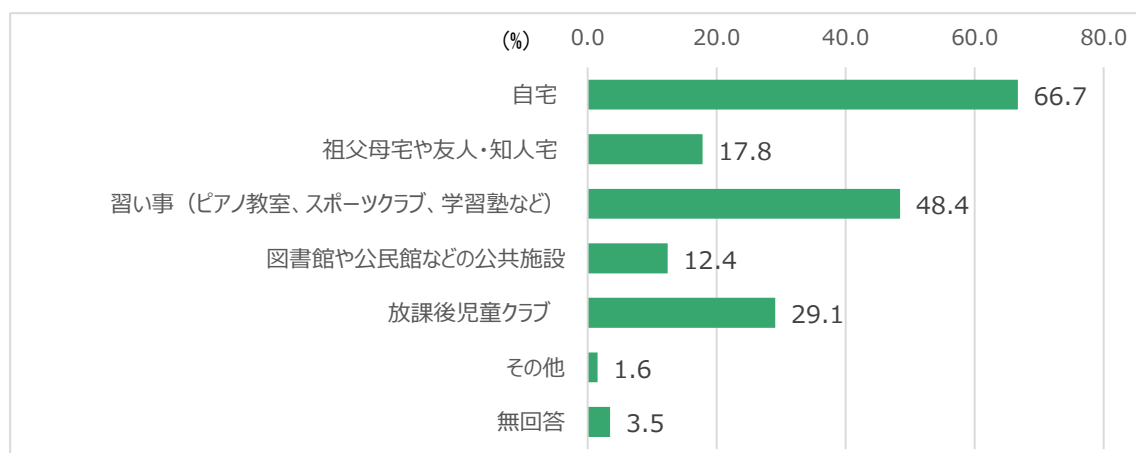
幼稚園、保育園、認定こども園に望むこと（複数回答/就学前 n=250）



3 放課後に過ごさせたい場所や、小学校教育で重視すべきと思うこと

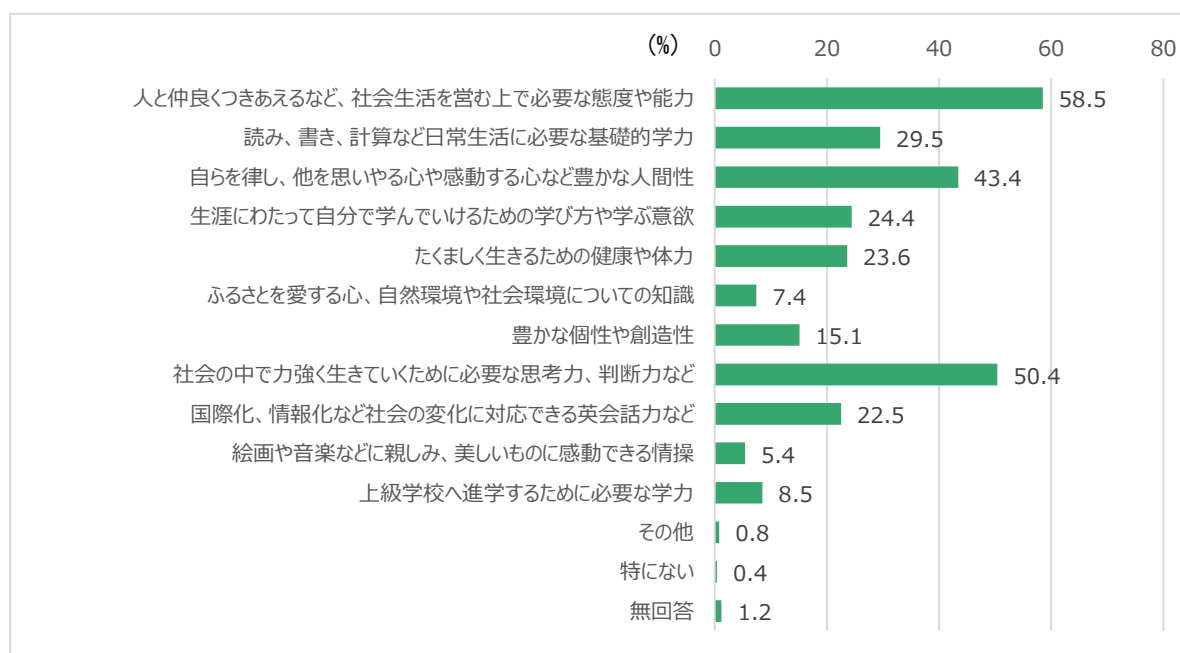
放課後に過ごさせたい場所について聞いたところ、「自宅」が最も多く 66.7%でした。ついで多い回答が「習い事」48.4%となっています。

放課後の時間をどのような場所で過ごさせたいか（複数回答/小学生 n =258）



小学校教育で重視すべきと思うことについては「人と仲良くつきあえるなど、社会生活を営む上で必要な態度や能力」58.5%、「社会の中で力強く生きていくために必要な思考力、判断力など」50.4%、「自らを律し、他を思いやる心や感動する心など豊かな人間性」43.4%の順に多くなっています。

小学校教育で重視すべきと思うこと（複数回答/小学生 n=258）

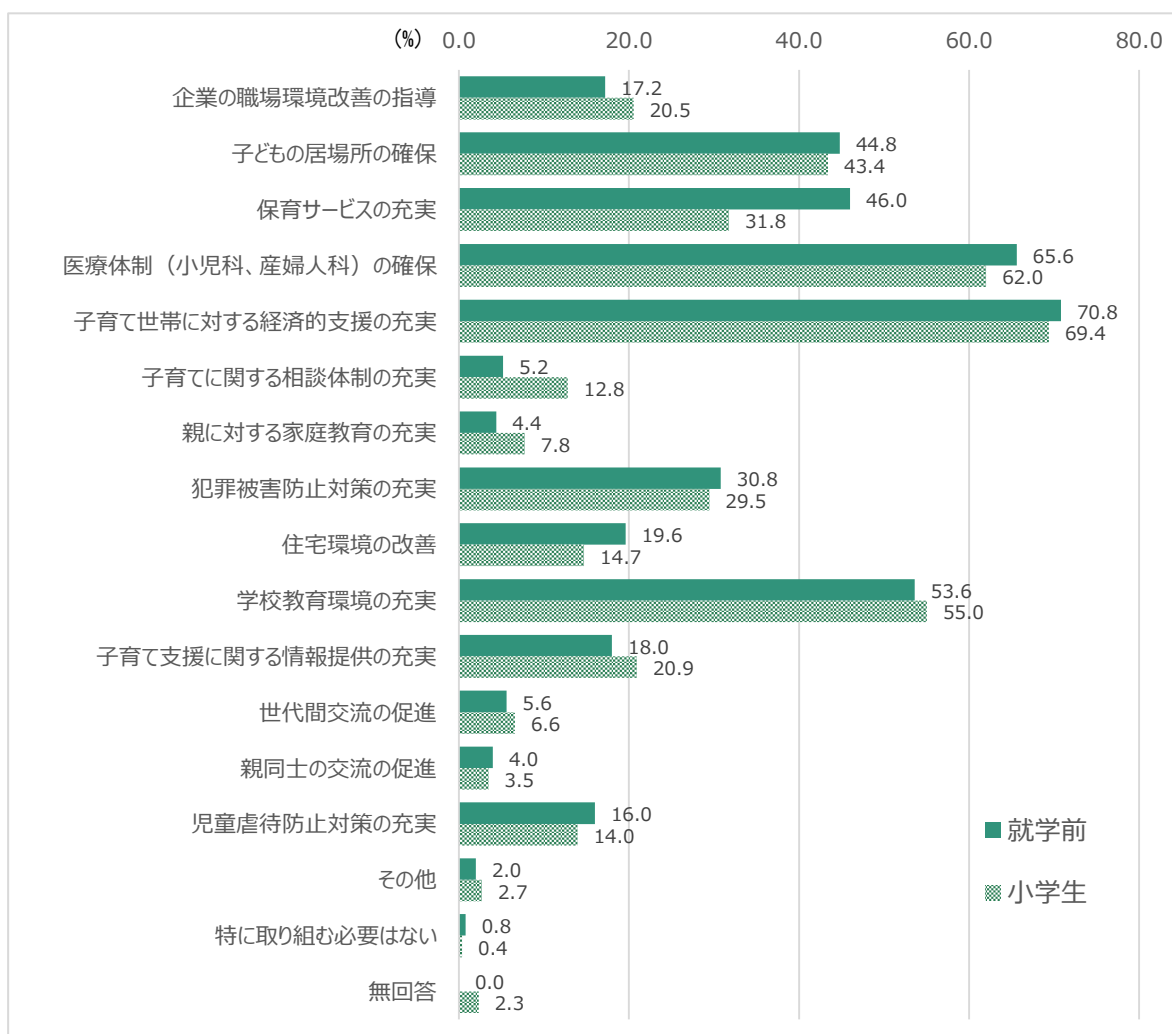


4 子どもたちを育てていくうえで、町が優先的に取り組むべきこと

子育てをするうえで町が優先的に取り組むべき課題について、就学前児童保護者と小学生保護者、いずれも最も多い回答が「子育て世帯に対する経済的支援の充実」で約7割、ついで多い回答が「医療体制（小児科、産婦人科）の確保」で6割以上となっています。

また、就学前児童保護者と小学生保護者の間でニーズの差が大きい項目は、「保育サービスの充実（14.2ポイント差）」、「子育てに関する相談体制の充実（7.6ポイント差）」でした。

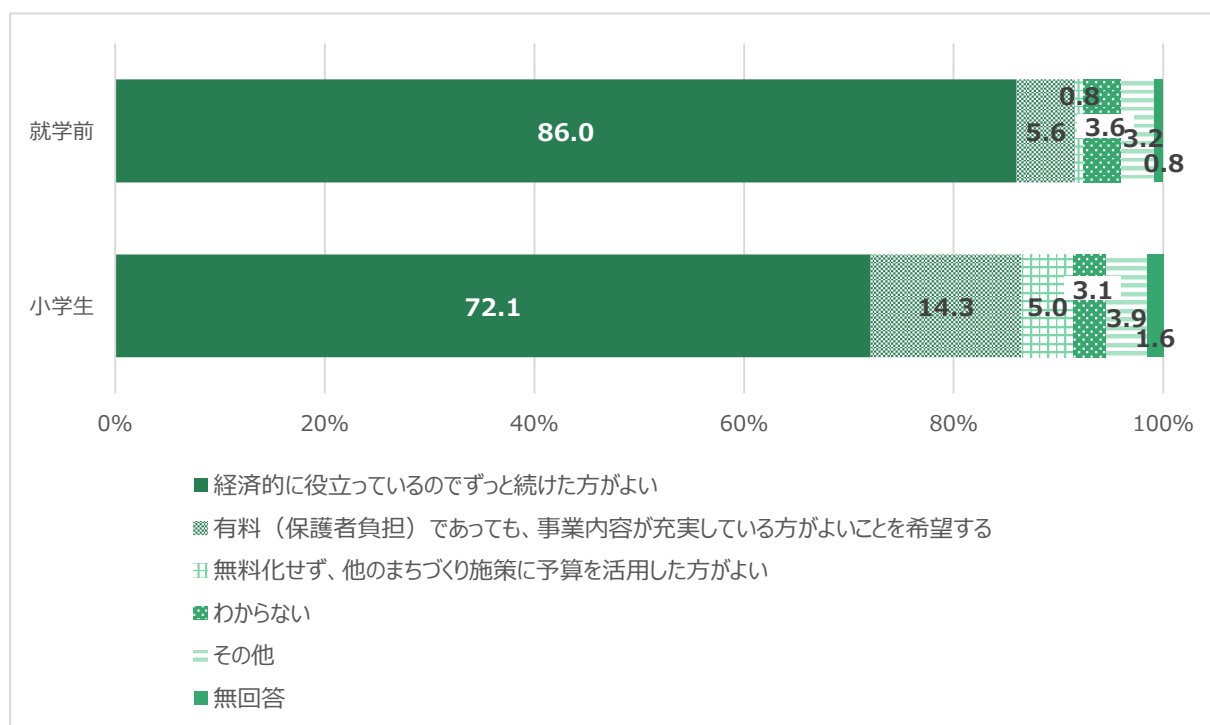
子育てをするうえで町が優先的に取り組むべきこと（就学前 n=250、小学生 n=258）



5 城里町独自の子育て支援について

城里町独自の子育て支援（保育料無料化、小中学校の給食費無料化など）に対する考えについて、就学前児童保護者と小学生保護者、いずれも最も多い回答が「経済的に役立っているのでずっと続けた方がよい」で7～8割以上となっていますが、小学生保護者の方が「有料（保護者負担）であっても、事業内容が充実している方がよいことを希望する」、「無料化せず、他のまちづくり施策に予算を活用した方がよい」と回答する割合が高くなっていました。

城里町独自の子育て支援に対する考え（就学前 n=250、小学生 n=258）



第3章 計画の基本的な考え方

第1節 計画の基本理念

この計画は、子どもたちの幸せを第一に考え、父母その他の保護者が子育ての第一義的責任を果たすことを前提に、地域社会全体で包括的にすべての子どもと子育て家庭の育ちを支援していくことが重要であるとの考えに基づき、以下を基本理念とします。

■基本理念

**子どもが健やかに育ち
子どもとともに親や地域が成長する
子育て支援のまちづくり**

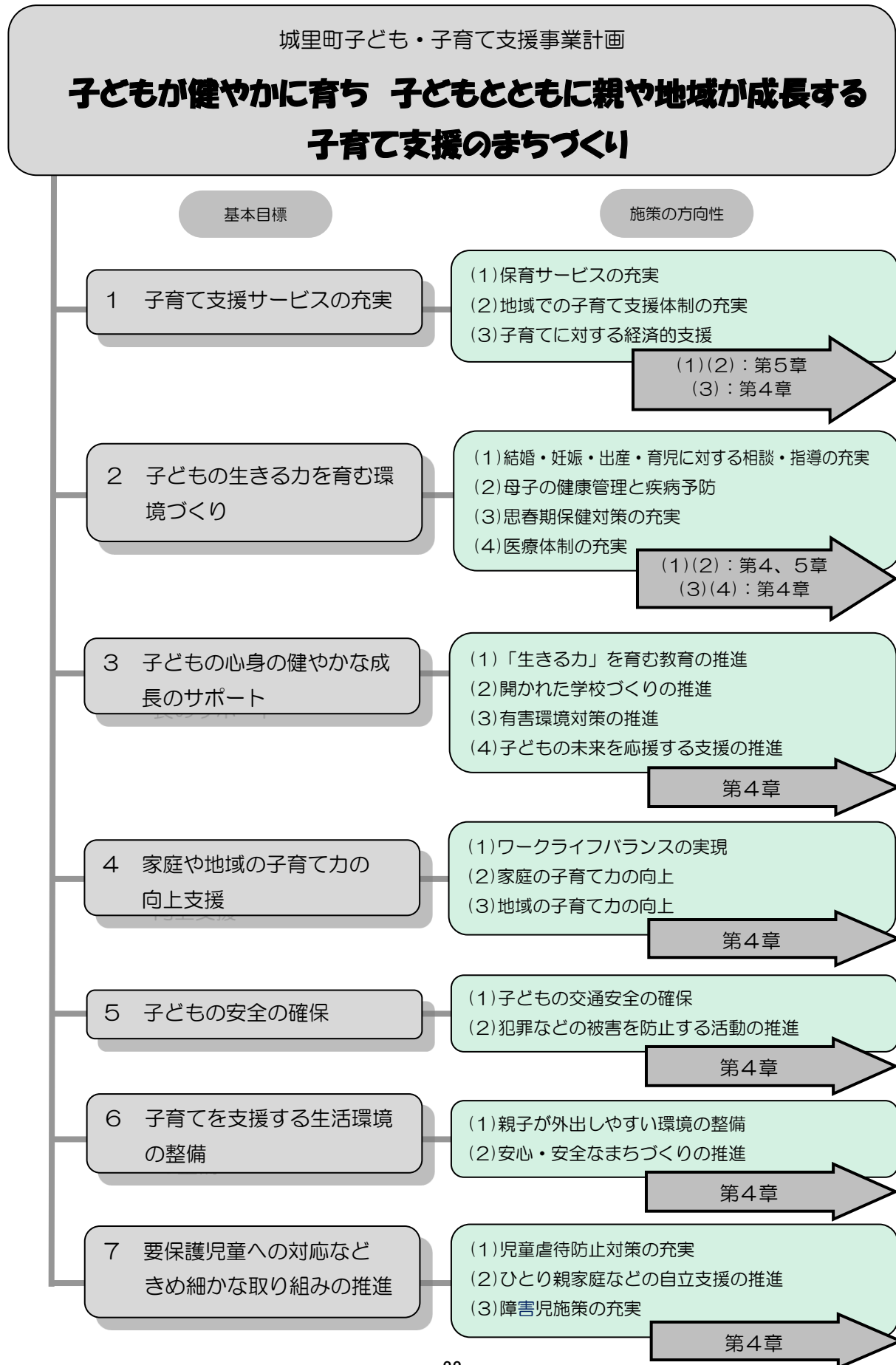
第2節 施策の体系

1 基本的な考え方

計画の推進に際しては、基本理念を踏まえ、以下の基本的な考え方にしたがって、基本目標や個別の施策を展開していきます。

- ①子どもの幸せを第一に考え、子育て家庭の立場に立ったサービス提供を目指します
- ②子育て家庭が前向きに子育てに取り組むことができるように応援します
- ③多様な家庭のあり方を尊重し、すべての子育て家庭が安心して子育てに取り組むことができるように支援します
- ④地域のすべての人が、自分の立場でできることを行い、子育てを社会全体で支援します

2 施策体系図



第4章 包括的子育て支援施策

第1節 施策の展開

基本目標1 子育て支援サービスの充実

■ 施策の方向性

- 1) 保育サービスの充実
- 2) 地域での子育て支援体制の充実
- 3) 子育てに対する経済的支援

第5章に定めるとおり

3) 子育てに対する経済的支援

各種手当などを支給し、子育て家庭の経済的負担の軽減を図るため、以下の事業を推進します。

| 取り組み | 内容 |
|------------|---|
| 次世代育成支援金 | 【出生祝金】 出生により3人目以降の児童を養育することとなった保護者へ、支援金を支給します。 【子育て支援金】 3人目以降で3歳並びに6歳に到達した児童を養育する保護者へ、支援金を支給します。 |
| 多子世帯の保育料減免 | 小学校就学前の範囲内に子どもが2人以上いる場合、最年長の子どもを第1子とし、第2子の保育料を半額、第3子以降の保育料は無料とします。 |

| 取り組み | 内 容 |
|---------|--|
| 各種手当の支給 | <p>【児童手当】 中学校終了前（15歳到達後、最初の3月31日まで）の児童を養育している保護者などに対し、所定の手当を支給します。（保護者などの所得が所得制限限度額以上の場合は、特例給付を支給します）</p> <p>【児童扶養手当】 ひとり親家庭やそれに準ずる状況、DV保護命令を受けた家庭の保護者などに対し、所定の手当を支給します。公的年金受給者についても、金額により支給を受けられるようになっています。</p> <p>【出産育児一時金】 健康保険の被保険者やその家族が出産した場合に支給します。医療機関への直接支払いも可能になっています。</p> |

基本目標 2 子どもの生きる力を育む環境づくり

保健・福祉・医療・教育の各分野が連携しながら、妊産婦や母親、子どもが健康で暮らしていくことができるまちづくりを推進します。

■ 施策の方向性

- 1) 結婚・妊娠・出産・育児に対する相談・指導の充実
- 2) 母子の健康管理と疾病予防
- 3) 思春期保健対策の充実
- 4) 医療体制の充実

第5章に数値目標を設定 ※

1) 結婚・妊娠・出産・育児に対する相談・指導の充実

妊娠・出産についての正しい知識の普及を図るとともに、気軽に相談できる場の提供や継続した支援により、不安の軽減と孤立化防止に努めます。

| 取り組み | 内容 |
|-------------------------------|---|
| 出会いの場の創出 | マリッジサポーターによる結婚相談会やプロポーズパーティーなどを開催し、独身男女への出会いの場の創出に努めます。 |
| 妊娠・出産に関する情報提供 | 妊娠・出産に関する正しい知識を普及するため、小中学校などを対象に、啓発・情報提供に努めます。 |
| 結婚・妊娠・出産・育児をしやすい地域づくりに向けた環境整備 | 行政だけでなく地域が一体となった、結婚から育児までを支援する、地域包括的な子育て支援体制の整備を推進します。 |
| 母親・両親学級 | 出産を控えた母親および父親を対象に、妊娠・出産・育児についての正しい知識の普及を図るとともに、親同士の交流・情報交換の場を提供します。 |
| ハイリスク妊産婦訪問指導 | 妊娠悪阻、妊娠中毒症、妊娠・出産に対する不安を伴う妊産婦の家庭を訪問し、日常生活指導を行うとともに、疾病の予防や早期発見につなげます。 |

| 取り組み | 内 容 |
|------------------|--|
| 乳児家庭全戸訪問事業 | 第5章―第4節に定めるとおり。 |
| 乳児相談 | 5～7か月児を対象に、栄養相談・発育相談を行います。 |
| 各種子育て支援教室 | 離乳食やベビーマッサージ、育児相談等、発達ステージに合わせた子育て支援を展開し、仲間づくりや育児に対する不安の解消に努めます。 |
| こどもの相談会 | 子どもの身体的・精神的発育状況及び心身の疾病の早期発見や対処方法を一緒に考えていくことを目的として実施します。福祉相談センターの心理判定員と保健師により実施しています。 |
| 少子化対策への前向きな気運の醸成 | 子育て支援による少子化対策を、地域活性化と一体のものと考え、町全体で取り組むべき一連の課題として、啓発していきます。 |
| 健診後フォロー教室 | 主に1歳6か月児、3歳児健診等で、ことばや情緒面に対して不安のある親子を対象に、保育士・保健師等により、継続的に見守り支援していきます。 |
| 産後ケア | 産後の体調や育児の不安など解消し、安心して子育てができるよう助産師による自宅訪問事業を実施していきます。 |

2) 母子の健康管理と疾病予防

妊娠・出産期、育児期にいたる母親及び乳幼児の健康が確保されるよう、医療機関と連携しながら疾病予防および早期発見・早期対応につなげます。

| 取り組み | 内 容 |
|------------|--|
| 母子健康手帳の交付 | 妊娠の届出により、母子健康手帳の交付を行います。また、交付時を利用し、妊婦の状況の把握や各種制度・サービス等の情報提供を行います。 |
| 妊産婦健康診査 | 第5章－第4節に定めるとおり。 |
| 乳児健康診査 | 身体発育の確認及び疾病の早期発見を目的として、3～6か月児および9～11か月児を対象に医療機関における健康診査を実施します。 |
| 乳幼児健康診査 | 1歳6か月児および3歳児を対象に、心身の成長発達チェック及び親子関係、育児状況などの観察を行い、経過観察が必要な子ども及び家庭に対しては訪問を行います。 |
| 乳幼児歯科健診 | 1歳児、2歳児および2歳6か月児を対象に、むし歯の予防および早期発見・早期治療に向けた歯科健診、栄養相談、発育相談を行います。 |
| 予防接種 | BCG、四種混合、麻疹風疹混合、日本脳炎などの定期予防接種を個別接種で実施します。 |
| 乳幼児の事故防止対策 | 家庭で起こりやすい乳幼児の事故やその防止策、応急処置等の情報提供を行い、乳幼児の事故防止に向けた対策の普及啓発を図ります。 |
| 新生児聴覚検査 | 新生児の聴覚障害の早期発見や適切な療育のため、聴覚検査を実施します。 |

3) 思春期保健対策の充実

思春期の子どもたちが心身の健全な発達への影響等についての正しい知識を習得するとともに、命の大切さを実感できるための取り組みを推進します。

| 取り組み | 内容 |
|---------|--|
| 思春期保健教育 | 学校保健において、命の大切さ、性や性感染症、喫煙・薬物乱用による影響等についての正しい知識を習得するための学習機会の充実を図ります。 |

4) 医療体制の充実

母子等が安心して医療にかかることができるよう、県および関係機関と連携しながら医療体制の充実を図ります。

| 取り組み | 内容 |
|---------------|--|
| 救急・医療に関する情報提供 | いざというときに安心して医療にかかれるよう、救急時の初期対応の方法や夜間・休日に受診できる医療機関等に関する情報提供の充実を努めます。 |
| 医療福祉費支給制度 | 妊産婦、高校卒業までのすべての児童、母子家庭の母子、父子家庭の父子、重度心身障害者に対し、必要な医療を受けられるよう、医療費の一部を助成します。 |
| 不妊治療対策の充実 | 不妊治療に関する相談窓口や各種支援制度等について、広報やパンフレット等で周知します。 特定不妊医療に対し、その治療費の一部を助成します。 |
| 未熟児養育医療制度 | 出生体重 2,000 g 以下、黄疸の治療、多胎出産などに該当し、入院して養育を受ける必要がある未熟児に医療費の一部または全額を負担します。 |

基本目標3 子どもの心身の健やかな成長のサポート

子ども一人ひとりが個性に応じて生きる力を育み、心身ともに健やかに成長していくことができるまちづくりを推進します。

■ 施策の方向性

- 1) 「生きる力」を育む教育の推進
- 2) 開かれた学校づくりの推進
- 3) 有害環境対策の推進

1) 「生きる力」を育む教育の推進

自ら学ぶ意欲や考える力を身に付け、「生きる力」を育むことができる教育を推進します。

| 取り組み | 内容 |
|--------------------|---|
| 確かな学力の定着 | 教科指導や習熟度別指導など個に応じた指導を推進するとともに、家庭学習の習慣化に努めるなど、確かな学力の定着を図るための学習指導の改善・充実に努めます。 |
| 社会の変化に対応できる力の育成 | 国際化・情報化社会など社会の変化に対応できるよう、総合学習の時間等を活用しながら、外国語英語指導助手（ALT）やICT（情報コミュニケーション技術）教育、環境教育等の充実に努めます。 |
| 豊かな心と健やかな体を育む活動の推進 | さまざまな体験・活動を通じて、自然や郷土を愛し、他人を思いやる心を育み、規範意識を身に付ける教育を推進するとともに、児童生徒の基礎体力や運動能力の向上を図ります。 |
| 教職員の資質の向上 | 教職員の専門的な知識や指導力の向上を図るため、校内研修や各種研修の充実に努めます。 |

| 取り組み | 内 容 |
|----------------|--|
| いじめ・不登校対策などの充実 | <p>教育相談員や県が配置するスクールカウンセラーを活用し、児童・生徒や保護者等の悩みや不安に対する相談体制の充実を図るとともに、適応指導教室において不登校児童・生徒の学校復帰を支援します。</p> <p>また、いじめ防止対策を総合的かつ効果的に推進するために、城里町いじめ問題対策連絡協議会等を設置します。</p> |
| 町民交流・職員教育の実施 | <p>子どもたちが将来、城里町に住み働く意識を醸成するために、町への愛着や、町で暮らす具体的イメージや夢を形成することが必要です。実際に町で住み働く方と子どもたちの交流を図るため、職員教育・研修を行い、交流プログラムの実施を推進します。</p> |

2) 開かれた学校づくりの推進

家庭、地域、学校がそれぞれの役割を認識しながら連携し、地域の実情に合った特色ある教育を推進します。

| 取り組み | 内 容 |
|------------|--|
| 学校評議会制度 | <p>地域に開かれた学校づくりを推進するため、学校ごとに学校評議員を委嘱し、各校の教育のあり方や運営状況等について意見交換を行い、学校運営の改善に反映させます。</p> |
| 学校施設の開放と活用 | <p>スポーツ少年団や子ども会等の地域活動団体に対し、校庭や体育館等の学校施設を開放します。</p> |
| 外部人材の活用 | <p>総合的な学習や部活動などの分野において、さまざまな体験や学習に専門的な知識や技能を持つ地域の人材を社会人講師などとして活用します。</p> |

3) 有害環境対策の推進

子どもの心身の健全な成長に悪影響を及ぼす有害環境の排除に努めるとともに、子どもたちが主体的かつ適切な判断ができるための取り組みを推進します。

| 取り組み | 内容 |
|------------|---|
| 街頭指導活動の推進 | 地域のイベント等において青少年相談員が巡回し、問題行動の発見、未然防止のための指導を行います。 |
| 情報モラル教育の推進 | スマートフォンやSNSなどのインターネットを利用する上で必要なルールやマナーを身に付けるとともに、氾濫する情報に対して適切に判断できるための教育を推進します。 |

4) 子どもの未来を応援する支援の推進(案)

厚生労働省によれば、日本の子どもの貧困率は13.9%（平成27年）で、17歳以下の子どもの約7人に1人が経済的に困難な状況にあるといわれています。このような環境は経済的困窮だけでなく、学習意欲の低下や自己肯定の欠如といった影響を及ぼし、社会の担い手となる子どもの健やかな成長を妨げ、社会的な損失に繋がるといわれています。

国ではこの対策として教育支援、生活支援、保護者の就労支援、経済的支援などの充実・強化を目指しています。

本町でも、「医療福祉費支給制度」、「豊かな心と健やかな体を育む活動の推進」、「ひとり親家庭などの自立・就業支援」など、子どもが、生まれ育った環境によって教育や多様な体験の機会が得られずに将来の可能性が閉ざされることなく、夢と希望を持って成長していけるための取り組みを推進します。

※貧困率：等価可処分所得（世帯の手取り収入を世帯人員の平方根で割った値）の中央値の半分に満たない世帯員の割合

基本目標 4 家庭や地域の子育て力の向上支援

家庭における子育てを第一義とした環境づくりを促進するとともに、地域でのさまざまな交流や体験を通じて子どもが自立心や社会性を育むまちづくりを推進します。

■ 施策の方向性

- 1) ワークライフバランスの実現
- 2) 家庭の子育て力の向上
- 3) 地域の子育て力の向上

1) ワークライフバランスの実現

仕事と生活における時間のバランス（ワークライフバランス）がとれた多様な働き方が実現できる就労環境の改善と男性を含めた働き方の見直しを促進します。

| 取り組み | 内容 |
|-------------------|--|
| 就業環境の改善に向けた意識啓発 | 事業主や地域社会に対して、育児休業制度の取得促進をはじめ、子育て家庭に配慮した就労環境の改善と職場の理解促進に向けた意識啓発を行います。 |
| 家庭における男女共同参画意識の高揚 | 男性が家事や子育て、介護などを積極的に分担できるよう、家庭における男女共同参画意識の高揚に努めます。 |

2) 家庭の子育て力の向上

子育てに対する心構えや知識の普及を図るとともに、次代の親となる子どもがさまざまな体験や活動を通じて、子育ての大切さを実感できる機会を創出します。

| 取り組み | 内容 |
|-----------------|---|
| 家庭教育に関する学習機会の充実 | 各学校における家庭教育学級や母子保健事業、公民館等での各種講座など、子育てやしつけ等に関する学習機会の充実を図ります。 |
| 次代の親の育成 | 職業体験等を通じて、将来、家庭を持つことに対するイメージや職業観の醸成を図ります。 |

| 取り組み | 内 容 |
|-----------|--|
| ブックスタート事業 | 家庭での読み聞かせを促進するため、1歳児を対象に絵本を2冊プレゼントしています。 |

3) 地域の子育て力の向上

地域におけるさまざまな交流や体験を通じて子どもの自立心や社会性を育むとともに、地域全体で子どもの健やかな成長を支え見守るまちづくりを推進します。

| 取り組み | 内 容 |
|------------------|--|
| 多様な交流・体験機会の充実 | 高齢者との交流イベントや親子で参加できる講座、スポーツ教室・大会、農業体験等を通じて、地域の中で多様な交流や体験ができる機会の充実を図ります。 |
| 関係団体の連携及び活動支援 | スポーツ少年団や子ども会育成連合会など、子どもの主体的な活動を支える団体との連携した取り組みを推進し、活動の活性化を図ります。 |
| ボランティアの育成と活動の活性化 | 母子愛育会などの子育て支援ボランティアや、読み聞かせなど生涯学習に関するボランティアへの参加促進と活動支援を行うとともに、積極的な活用に向けた取り組みを推進します。 |
| 切れ目ない支援のための人材養成 | 少子化対策としての子育て支援を行うにあたり、結婚・妊娠・出産・育児において切れ目ない支援を行っていくための人材養成を推進します。 |

基本目標 5 子どもの安全の確保

子どもが交通事故や犯罪に巻き込まれることのないよう、地域全体で見守るまちづくりを推進します。

■ 施策の方向性

- 1) 子どもの交通安全の確保
- 2) 犯罪などの被害を防止する活動の推進

1) 子どもの交通安全の確保

交通安全に対する意識啓発など、子どもの交通事故防止に向けた取り組みを推進します。

| 取り組み | 内容 |
|--------------|---|
| 交通安全に対する意識啓発 | 各学校による交通安全教室の開催を促進し、児童生徒の交通安全に対する意識啓発を図ります。 |

2) 犯罪などの被害を防止する活動の推進

子どもが犯罪に巻き込まれないよう、防犯に対する意識醸成を図るとともに、地域全体で見守るための体制づくりと活動の促進を図ります。

| 取り組み | 内容 |
|--------------|--|
| 防犯対策の意識と普及啓発 | 子どもたち自身による安全・安心マップの作成や情報モラル教育の推進など、犯罪被害に遭わないための対策の普及および意識醸成を図ります。 |
| 登下校時の安全確保 | 防犯ブザーの配付や「子どもを守る110番の家」の設置など、犯罪被害に遭いそうになったときに助けを求めることができるための取り組みを推進します。合わせて関係機関と連携し、不審者情報を提供します。 |
| 防犯パトロール活動の推進 | 青少年相談員による巡回や防犯連絡員等による防犯パトロールなど、地域における防犯パトロール活動を促進します。 |

| 取り組み | 内容 |
|---------------|--|
| 子どもの保護及びケアの推進 | 子どもが被害にあった場合に、迅速に対応するとともに、立ち直りを支援するため、関係機関と連携した相談支援体制を整備します。 |

基本目標 6 子育てを支援する生活環境の整備

子育て家庭に配慮した生活環境を整備し、安心・安全に暮らしていくことができるまちづくりを推進します。

■ 施策の方向性

- 1) 親子が外出しやすい環境の整備
- 2) 安心・安全なまちづくりの推進

1) 親子が外出しやすい環境の整備

子ども連れの親子が安心して気軽に外出できるための環境整備と外出先での理解促進に向けた取り組みを推進します。

| 取り組み | 内容 |
|----------------------|--|
| 公共施設などにおけるバリアフリー化の促進 | 公共施設などにおいて、段差の解消や多目的トイレの設置など小さな子ども連れでも安心して利用できる設備の整備を推進します。 |
| 公園・緑地の整備 | 既存公園・緑地については、より利用しやすいよう整備していくとともに、遊具等の安全管理を推進します。 また、家族でのんびり楽しく過ごせる芝生の公園を町の中心に整備していきます。 |
| 親子づれへの理解促進 | 子育て家庭に対する町民の理解を促進し、外出先において親子づれを温かい目で見守り、手助けをしていくような意識啓発を行います。 |

2) 安心・安全なまちづくりの推進

子育て家庭が安心・安全に暮らしていくことができるよう、事故や犯罪、災害による被害が起きにくい生活環境の整備を推進します。

| 取り組み | 内容 |
|---------------|---|
| 防犯・交通安全設備の整備 | 夜間の犯罪防止および通行の安全確保に向け、防犯灯やカーブミラー・標識等の交通安全設備の設置・整備を推進します。 |
| 防災対策の推進 | 災害時の拠点となる公共施設や学校の耐震化や防災設備の整備・充実を図るとともに、児童生徒への防災教育や防災訓練の実施等による防災意識の啓発を図ります。 |
| 教育・保育施設の保全・整備 | 施設の老朽化や耐震診断などの結果として、子どもたちに危険が及ぶ可能性がある場合には、速やかに施設の補修・改築を実施します。 【建て替え済み認定こども園】 H28 常北保育園園舎 H29 みどりこども園園舎 |

基本目標 7 要保護児童への対応などきめ細かな取り組みの推進

特別な配慮や支援が必要な子どもや家庭への支援など、個々のニーズに対してきめ細かな取り組みがなされるまちづくりを推進します。

■ 施策の方向性

- 1) 児童虐待防止対策の充実
- 2) ひとり親家庭などの自立支援の推進
- 3) 障害児施策の充実

1) 児童虐待防止対策の充実

関係機関の連携を強化するとともに、保護者や町民に対して児童虐待に対する理解を促進し、児童虐待の未然防止および早期発見、早期対応に努めます。

| 取り組み | 内容 |
|---------------|---|
| 要保護児童対策地域協議会 | 関係機関等によるネットワークを構築し、虐待発生の予防対策や虐待の実態把握および適切な措置について検討し、子どもの安全確保に努めます。 |
| 児童虐待に対する理解の促進 | 児童虐待の定義や発生要因、発見した場合の通告義務及び通告先など、保護者や町民に対し児童虐待への理解を深める取り組みを推進し、虐待の未然防止と早期発見につなげます。 |

2) ひとり親家庭などの自立支援の推進

ひとり親家庭が地域で安心して自立した生活を送ることができるよう、親子の交流を深めるための取り組みや県が実施する各種事業・制度の周知を図ります。

| 取り組み | 内容 |
|------------------|--|
| 親子すこやか交流事業 | ひとり親家庭の親子を対象に、親子の思い出作りやひとり親家庭同士の交流促進のためのレクリエーションなどを行います。 |
| ひとり親家庭などの自立・就業支援 | 県が実施する日常生活支援や就業支援等の各種事業について、関係団体と連携しながら周知および利用促進を図ります。 |

| 取り組み | 内 容 |
|-------------------|--|
| 各種制度の周知 及び利用促進 | 国・県が実施する各種手当の支給や資金貸付制度等について、関係団体と連携しながら周知および利用促進を図ります。 |

3) 障害児施策の充実

障害のある子どもが地域の中で、個性や能力を生かしながらいきいきと暮らしていくための支援の充実を図ります。

| 取り組み | 内 容 |
|---------------|--|
| 障害児保育事業 | 保育所（園）において障害児を受け入れ、きめ細かな配慮のもとで集団保育を行います。 |
| 特別支援教育の 充実 | ADHD（注意欠陥・多動性障害）やLD（学習障害）など特別な支援を必要とする児童・生徒に対するきめ細かな配慮を行うため、教職員の資質向上を図るとともに、特別支援コーディネーターを配置するなど支援体制の充実を図ります。 |
| 障害福祉サービスの充実 | 本町障害者計画において定めるところの事業との連携のもと、地域で障害者（児）が自分らしく暮らしていくことができるよう、サービスの充実を行います。 |
| 各種制度・手当の周知 | 国・県などが実施する各種制度および手当を周知し、利用促進を図ります。 |
| 医療的ケア児への支援 | 圏域の動きも踏まえ、医療的ケア児が適切な支援を受けることができるよう、関係機関が連携を図るための協議の場の設置を検討していきます。 |

第5章 量の見込みと確保方策

第1節 教育・保育提供区域などの設定

1 教育・保育提供区域

子ども・子育て支援法では、本計画の策定にあたり、「教育・保育を提供する区域」を定め、「区域ごとの量の見込み(必要利用定員総数)」や「確保方策」、「実施時期」を記載することとなっています。

内閣府から示された「子ども・子育て支援法に基づく基本指針」では、小学校区単位、中学校区単位、行政区単位等、地域の実情に応じて、保護者や子どもが居宅より容易に移動することが可能な区域を設定することとなっています。

本町では、就学前児童数の減少や施設立地のバランス等を考慮し、全町1区の教育・保育提供区域を設定し、柔軟性のある需給調整を行っていきます。

本町の教育・保育提供区域における提供状況

| 提供区域名 | 区域面積 (km ²) | 認可保育所の数 | 認定こども園の数 | 区域内の小学校名 |
|-------|-------------------------|---------|--------------|----------|
| 城里町 | 161.8 | 私立：1 | 公立：1 私立：3 | 5 |

(令和元年5月現在)

2 地域子ども・子育て支援事業の提供区域

地域子ども・子育て支援事業については、後掲の量の見込みを勘案した上で、事業の性質や実施状況を踏まえ、いずれも全町1区にて需給調整をはかります。

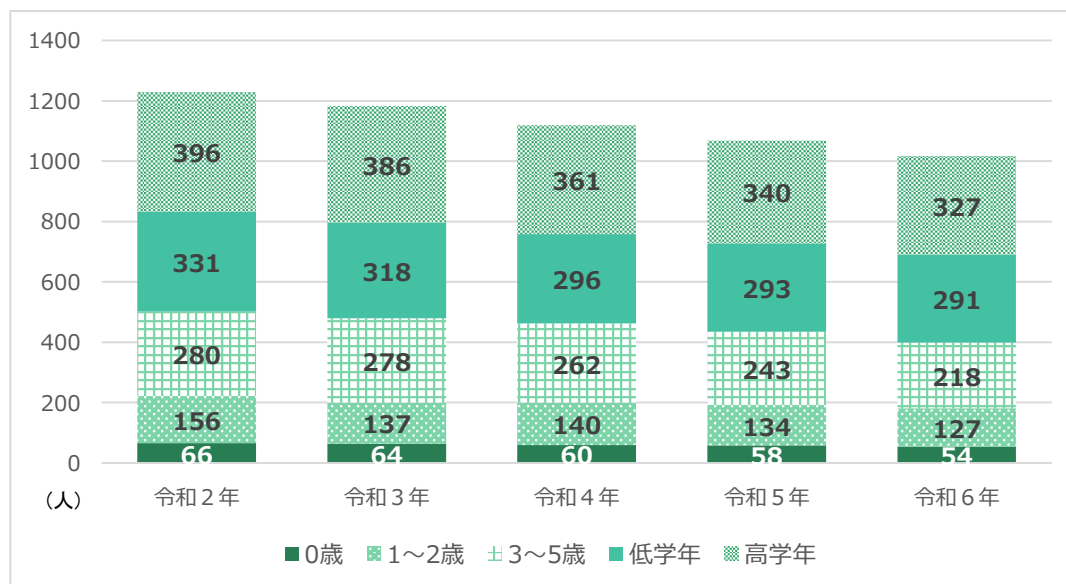
| 地域子ども・子育て支援事業名 | |
|--------------------|-----------------------------|
| ①利用者支援事業 | ⑧一時預かり事業 |
| ②地域子育て支援拠点事業 | ⑨延長保育事業 |
| ③妊婦健康診査事業 | ⑩病児・病後児保育事業 |
| ④乳児家庭全戸訪問事業 | ⑪放課後児童健全育成事業 |
| ⑤養育支援訪問事業 | ⑫実費徴収に係る補足給付を行う事業 |
| ⑥子育て短期支援事業 | ⑬多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業 |
| ⑦ファミリー・サポート・センター事業 | |

第2節 子どもの人口の見通し

本町における子どもの将来人口を「コーホート変化率法」で推計すると、令和2年における0歳から17歳までの人口は1,229人ですが、令和6年には1,017人と、5年間で200人近い減少が見込まれます。年齢ごとにみると、年によって増減のばらつきはあるものの、いずれも減少傾向にあります。

(単位:人)

| 年齢 | 令和2年 | 令和3年 | 令和4年 | 令和5年 | 令和6年 |
|-----|------|------|------|------|------|
| 0歳 | 66 | 64 | 60 | 58 | 54 |
| 1歳 | 65 | 69 | 67 | 63 | 61 |
| 2歳 | 91 | 68 | 73 | 71 | 66 |
| 3歳 | 92 | 94 | 69 | 74 | 72 |
| 4歳 | 87 | 94 | 96 | 70 | 75 |
| 5歳 | 101 | 90 | 97 | 99 | 71 |
| 6歳 | 101 | 102 | 91 | 98 | 100 |
| 7歳 | 114 | 102 | 103 | 92 | 99 |
| 8歳 | 116 | 114 | 102 | 103 | 92 |
| 9歳 | 124 | 117 | 115 | 103 | 104 |
| 10歳 | 142 | 126 | 119 | 117 | 105 |
| 11歳 | 130 | 143 | 127 | 120 | 118 |
| 合計 | 1229 | 1183 | 1119 | 1068 | 1017 |



資料：平成27～31年4月1日現在の住民基本台帳人口をもとに算出した推計値。

※「コーホート変化率法」とは、各コーホートについて、過去における実績人口の動勢から「変化率」を求め、それに基づき将来人口を推計する方法です。なお、ここでいう「コーホート」とは、同じ年（または同じ時期）に生まれた人々の集団のことをさします。

第3節 幼児期の学校教育・保育の見込量及び確保策

1 見込量

子ども・子育て支援サービスの見込量については、国の示した「市町村子ども・子育て支援事業計画における「量の見込み」算出等の手引き（以下「国の手引き」とします）」に準じ、平成31年2月実施のニーズ調査結果から算出しました。

ただし、「国の手引き」は、市町村子ども・子育て支援事業計画における見込量の標準的な算出方法を示すものでありますので、本町の実情を鑑み、一部補正を行ったものを見込量としています。

2 幼稚園・保育所（園）・認定こども園の現状

本町には、私立保育園が1か所、公立認定こども園が1か所、私立認定こども園が3か所あります。

■ 保育所（園）

| | 運営 | 認可定員(利用定員) | 開園時間 |
|-------|--------|------------|---|
| 靖光保育園 | 社会福祉法人 | 45人(30人) | 平日 7:00~19:00 土曜 7:00~19:00 保育短時間 8:30~16:30 保育標準時間 7:00~18:00 |

■ 認定こども園

| | 運営 | 認可定員(利用定員) | 開園時間 |
|-----------------|--------|---|--|
| ななかいこども園 | 公立 | 1号認定 10人(10人) 2号・3号認定 30人(30人) | 平日 7:00~18:30 土曜 7:00~18:30 教育標準時間 9:00~14:00 (18:30まで預かり保育あり) 保育短時間 9:00~17:00 保育標準時間 7:00~18:00 |
| 認定こども園 常北保育園 | 社会福祉法人 | 1号認定 25人(15人) 2号・3号認定 110人(110人) | 平日 7:00~19:00 土曜 7:00~19:00 教育標準時間 8:30~13:30 (19:00まで預かり保育あり) 保育短時間 8:30~16:30 保育標準時間 7:00~18:00 |
| みどりこども園 | 社会福祉法人 | 1号認定 30人(24人) 2号・3号認定 90人(90人) | 平日 7:00~19:00 土曜 7:00~18:00 教育標準時間 8:30~13:30 (19:00まで預かり保育あり) 保育短時間 8:30~16:30 保育標準時間 7:00~18:00 |

| | 運営 | 認可定員(利用定員) | 開園時間 |
|----------------|------|--|---|
| 認定こども園 桂幼稚園 | 学校法人 | 1号認定 100人(45人) 2号・3号認定 75人(70人) | 平日 7:00~19:00 土曜 7:00~19:00 教育標準時間 9:00~14:00 (19:00 まで預かり保育あり) 保育短時間 8:30~16:30 保育標準時間 7:00~18:00 |

※定員はいずれも平成31年4月1日現在

3 量の見込み：幼稚園・保育所（園）・認定こども園

1（1）保育サービスの充実

町内に居住する子どもの幼稚園、保育所（園）、認定こども園の利用者数の見込量は以下のとおりです。

用語の説明

以下の1～3号とは、子ども子育て支援法第19条に定められた「保育の必要性」の認定区分。市町村が、保護者からの申請を受け、1～3号の区分に認定を行い、利用施設を調整・決定し、給付を支給する。

1号：1号認定児童のこと。3～5歳の教育を希望する児童。（幼稚園利用者）

2号：2号認定児童のこと。3～5歳の保育の必要性のある児童。

（保育所（園）利用者、あるいは幼稚園＋預かり保育利用者）

3号：3号認定児童のこと。0～2歳の保育の必要性のある児童。

（保育所（園）利用者、あるいは地域型保育利用者）

また、0～2歳の児童を対象とする以下の4事業が、児童福祉法の中で地域型保育事業と位置づけられ、市町村における確保方策に加えてよいこととされています。

小規模保育：利用定員6人以上19人以下の保育事業。施設もしくは保育者の居宅で実施。

家庭的保育：利用定員5人以下の保育事業。保育者の居宅で実施。

居宅訪問型保育：基本的に児童一人に対し保育者一人。児童の居宅を訪問し保育を行う。

事業所内保育：事業所内の託児所などに、従業員以外の児童を受け入れる地域枠を設け、保育を行う事業。規模に応じ、地域枠は異なる。

| 令和2年 | | 1号 | 2号 | 3号 | | 合計 |
|--------|--------|--------------|----------|----|------|-----|
| | | 3～5歳 | | 0歳 | 1、2歳 | |
| | | 保育の必要性 なし | 保育の必要性あり | | | |
| ①量の見込み | | 87 | 190 | 25 | 135 | 437 |
| ②確保の内容 | 保育園 | | 45 | | | 45 |
| | 認定こども園 | 165 | 305 | | | 470 |
| ②-① | | 78 | 0 | | | 78 |

| 令和3年 | | 1号 | 2号 | 3号 | | 合計 |
|--------|--------|--------------|----------|----|------|-----|
| | | 3～5歳 | | 0歳 | 1、2歳 | |
| | | 保育の必要性 なし | 保育の必要性あり | | | |
| ①量の見込み | | 86 | 189 | 25 | 133 | 433 |
| ②確保の内容 | 保育園 | | 45 | | | 45 |
| | 認定こども園 | 165 | 305 | | | 470 |
| ②-① | | 79 | 3 | | | 82 |

| 令和4年 | | 1号 | 2号 | 3号 | | 合計 |
|--------|--------|--------------|----------|----|------|-----|
| | | 3～5歳 | | 0歳 | 1、2歳 | |
| | | 保育の必要性 なし | 保育の必要性あり | | | |
| ①量の見込み | | 81 | 178 | 24 | 133 | 416 |
| ②確保の内容 | 保育園 | | 45 | | | 45 |
| | 認定こども園 | 165 | 305 | | | 470 |
| ②-① | | 84 | 15 | | | 99 |

| 令和5年 | | 1号 | 2号 | 3号 | | 合計 |
|--------|--------|--------------|----------|----|------|-----|
| | | 3～5歳 | | 0歳 | 1、2歳 | |
| | | 保育の必要性 なし | 保育の必要性あり | | | |
| ①量の見込み | | 75 | 165 | 24 | 130 | 394 |
| ②確保の内容 | 保育園 | | 45 | | | 45 |
| | 認定こども園 | 165 | 305 | | | 470 |
| ②-① | | 90 | 31 | | | 121 |

| 令和6年 | | 1号 | 2号 | 3号 | | 合計 |
|--------|--------|--------------|----------|----|------|-----|
| | | 3～5歳 | | 0歳 | 1、2歳 | |
| | | 保育の必要性 なし | 保育の必要性あり | | | |
| ①量の見込み | | 68 | 148 | 23 | 126 | 365 |
| ②確保の内容 | 保育園 | | 45 | | | 45 |
| | 認定こども園 | 165 | 305 | | | 470 |
| ②-① | | 97 | 53 | | | 150 |

4 提供体制と確保の内容

<本町における教育・保育ニーズの傾向>

児童人口の減少が予想されるため、現行体制を維持しながら、柔軟な対応を進めていきます。

<確保の方針>

① 量の確保

就学前の児童人口は減少傾向であるものの、今後の女性就業率の増加により0歳児から2歳児の保育需要が高まることが考えられますので、引き続き保育士の不足と入園保留者が発生するおそれがあります。

入園保留者を発生させないため保育士の確保など、0歳児から2歳児保育ニーズに応える施策が必要となるので、今後の就学前児童の推移を注視しながら、質の担保のできる供給体制の維持に努めます。

② 質の確保

幼児教育・保育の無償化の影響により、幼稚園への入園者の増加等の可能性も考えられますので、保育士や保育教諭等に対する研修等により質の向上を図るとともに、必要な人材の確保に向け処遇の見直しや潜在保育士の現場復帰支援をする「いばらき保育人材バンク」の活用など供給のあり方を検討します。

また、幼児教育・保育の質の向上に資するよう教育・保育に関する専門性を有する指導主事・幼児教育アドバイザーの配置についても検討していきます。

国際化の進展に伴い、教育・保育施設等において、海外から帰国した幼児や外国人幼児、両親が国際結婚の幼児などの外国につながる幼児の対応については、本町において対象となる児童や家庭はほとんどいないことが考えられますが、対象となる児童や家庭がいた場合は関係機関で連携し、適切な対応に努めます。

第4節 地域子ども・子育て支援事業の見込量及び確保策

●地域子ども子育て支援事業（13事業）の概要

| 事業名 | 概要 |
|---------------------|--|
| 1 利用者支援事業 | 教育・保育施設や地域の子育て支援事業などの情報提供及び必要に応じ相談・助言などを行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業。 |
| 2 地域子育て支援拠点事業 | 乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業。子育て支援センターなど。 |
| 3 妊婦健康診査事業 | 妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、健康状態の把握、検査計測、保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業。 |
| 4 乳児家庭全戸訪問事業 | 生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境などの把握を行う事業。 |
| 5 養育支援訪問事業 | 養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業。また、要保護児童対策協議会や虐待ネットワークも、本事業の区分。 |
| 6 子育て短期支援事業 | 保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設などに入所させ、必要な保護を行う事業（短期入所生活援助事業（ショートステイ事業）及び夜間養護等事業（トワイライトステイ事業））。 |
| 7 ファミリー・サポート・センター事業 | 乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かりなどの援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業。 |
| 8 一時預かり事業 | 家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間において、幼稚園、保育所、地域子育て支援拠点その他の場所で一時的に預かり、必要な保護を行う事業。 幼稚園在園児対象のものと未就園児対象のものがある。 |
| 9 延長保育事業 | 保育認定（2号、3号）を受けた子どもについて、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間において、保育所（園）において保育を実施する事業。 |

| 事業名 | 概要 |
|-------------------------------|--|
| 10 病児・病後児保育事業 | 病気あるいは病みあがりの児童について、病院・保育所等に付設された専用スペース等において、看護師などが一時的に保育する事業。 |
| 11 放課後児童健全育成事業 | 保護者が労働などにより昼間家庭にいない、小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に小学校の余裕教室、児童館などを利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業。 |
| 12 実費徴収に係る補足給付を行う事業 | 保護者の世帯所得の状況などを勘案して、幼稚園、保育所（園）などに対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等を助成する事業。 |
| 13 多様な主体が本制度に参加することを促進するための事業 | 幼稚園、保育所（園）などへの民間事業者の参入の促進に関する調査研究、その他多様な事業者の能力を活用した幼稚園、保育所（園）などの設置又は運営を促進するための事業。 |

●地域子ども子育て支援事業（13事業）の量の見込みと確保策

1 利用者支援事業

1（2）地域での子育て支援体制の充実

教育・保育施設や地域の子育て支援事業などの利用について情報集約と提供を行うこと、子どもや保護者から利用にあたっての相談に応じ、適切なサービスを選択し円滑に利用できるよう必要な情報提供・助言を行うこと、関係機関との連絡調整などが主たる事業内容です。今後さらに母子保健型の整備及び専任職員の配置を検討していきます。

| | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 |
|---------|-------|-------|-------|-------|-------|
| ① 量の見込み | 1カ所 | 1カ所 | 1カ所 | 1カ所 | 1カ所 |
| ② 確保の内容 | 1カ所 | 1カ所 | 1カ所 | 1カ所 | 1カ所 |

2 地域子育て支援拠点事業

1 (2) 地域での子育て支援体制の充実

乳幼児のいる子育て中の親子の交流や育児相談、情報提供等を身近な場所で実施する事業です。

① 現状

靖光保育園、認定こども園 常北保育園、みどりこども園、認定こども園 桂幼稚園に子育て支援センターの実施があり、乳幼児と保護者の活動場所として利用されています。また、常北保健福祉センター内では、育児中の保護者の交流・相談の場として、各種子育て支援教室を開催しています。

子育て支援センターの利用者数の推移（年間延べ利用数）

| 平成 27 年度 | 平成 28 年度 | 平成 29 年度 | 平成 30 年度 |
|----------|----------|----------|----------|
| 1、506 人回 | 1、690 人回 | 1、437 人回 | 986 人回 |

②量の見込みと確保方策

どこにも通園していない乳幼児の保護者が、地域社会へ参加していくための最初の通過点になりうる事業という意味では社会的な意義も大きいため、周知方法など、あり方についてはたえず工夫を重ねていきます。

また、事業量の確保のみにとどまらず、子育て相談の実施など、保護者の子育てへの不安や疲労感緩和ができるよう、子育て支援センターと関係機関が連携し、きめ細かな子育て相談を実施していきます。

| | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 |
|-------|------------------|------------------|------------------|------------------|------------------|
| 量の見込み | 1、532 人回 | 1、387 人回 | 1、380 人回 | 1、325 人回 | 1、249 人回 |
| 確保の内容 | 3 力所 4、680 人日 | 3 力所 4、680 人日 | 3 力所 4、680 人日 | 3 力所 4、680 人日 | 3 力所 4、680 人日 |

※（見込み算出法）国の手引きから算出。

3 妊婦健康診査事業

- 1 (3) 子育てに対する経済的支援
- 2 (1) 出産・育児に対する相談・指導の充実

妊婦健康診査については、助成額の検討や実施回数の検討などの公的支援の拡充を検討していくことにより、受診しやすい環境整備のいっそうの促進を行うことで、さらに受診率を向上させ、町内の妊婦が健やかな妊娠期間を過ごせるよう努めます。

| | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 |
|--------------------|-------------------------|---------|-------|-------|-------|
| ①量の見込み (年間延べ利用) | 1,088人回 | 1,055人回 | 989人回 | 956人回 | 890人回 |
| ②確保の内容 | 1,088人回 | 1,055人回 | 989人回 | 956人回 | 890人回 |
| | 対応可と見込む。妊婦健康診査の公費負担を継続。 | | | | |

※(見込み算法)各年の推計0歳児数より算出。

4 乳児家庭全戸訪問事業

- 1 (2) 地域での子育て支援体制の充実
- 2 (1) 出産・育児に対する相談・指導の充実

生後4か月までの乳児がいる全家庭を保健師・助産師等が訪問し、不安や悩みを聞き、子育てに関する情報提供や助言を行います。

平成30年度において、訪問実施率は91%です。今後100%を目指し、地域との連携による手厚い乳児家庭支援の一環として、乳児のいる全家庭の訪問をめざし、事業を推進していきます。

| | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 |
|--------|---------|-------|-------|-------|-------|
| ①量の見込み | 66人 | 64人 | 60人 | 58人 | 54人 |
| ②確保の内容 | 66人 | 64人 | 60人 | 58人 | 54人 |
| | 全戸訪問の継続 | | | | |

<参考>

| | |
|----------|-----------|
| 実績 (H30) | 訪問実施率 91% |
|----------|-----------|

※(見込み算法)将来児童数(各年0歳児)より算出。

5 養育支援訪問事業

- 1 (2) 地域での子育て支援体制の充実
- 2 (1) 出産・育児に対する相談・指導の充実

乳児家庭全戸訪問事業の結果に基づき、養育支援が必要と考えられた家庭に対しては、専門的な訪問指導を継続的に実施します。

また、要保護児童対策地域協議会を開催し、関係機関等と連携・協議して、児童虐待の予防、早期発見及び被虐待児童への迅速かつ適切な対応や、児童虐待問題についての町民啓発を実施しています。加えて、子どもを守るための地域ネットワーク機能強化事業として、専門性向上のための職員研修への参加を推進し、支援の質の向上を図ります。

| | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 |
|--------|--------------------|-------|-------|-------|-------|
| ①量の見込み | 1人 | 1人 | 1人 | 1人 | 1人 |
| ②確保の内容 | 1人 | 1人 | 1人 | 1人 | 1人 |
| | 養育支援が必要な家庭に対して訪問支援 | | | | |

※（見込み算出法）実績値、社会要因を総合して算出。

6 子育て短期支援事業

- 1 (1) 保育サービスの充実
- 1 (2) 地域での子育て支援体制の充実

子育て短期支援事業には、ショートステイとトワイライトステイがあります。

ショートステイは、保護者が、疾病・疲労などの身体上・精神上・環境上の理由により子どもの養育が一時的に困難となった場合等に、児童養護施設など保護を適切に行うことができる施設において原則として7日以内の養育・保護を行う事業です。

トワイライトステイは、平日の夜間又は休日に不在となり、児童の養育が困難となった場合などの緊急の場合に、児童養護施設など保護を適切に行うことができる施設において児童を預かる事業です。

本町においては、現在実施していません。

ニーズ量見込みもなく、児童保護の側面もある事業であることから、関係機関・施設と連携しながら、一時預かりなど他事業での対応を含め検討します。

| | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 |
|--------------------|----------------|-------|-------|-------|-------|
| ①量の見込み (年間延べ利用) | 0人日 | 0人日 | 0人日 | 0人日 | 0人日 |
| ②確保の内容 (年間延べ利用) | 0人日 | 0人日 | 0人日 | 0人日 | 0人日 |
| | 一時預かりなど他事業での対応 | | | | |

※(見込み算出法)国の手引き、実績値を総合して算出。

7 ファミリー・サポート・センター事業

- 1 (1) 保育サービスの充実
- 1 (2) 地域での子育て支援体制の充実

ファミリー・サポート・センターは、子どもの送迎等の援助を受けることを希望する人(おねがい会員)と、援助を行うことを希望する人(まかせて会員)との相互援助活動に関する連絡・調整を実施する事業です。

本町においては、平成29年度より実施し、地域の力で子育てを支援しています。

| | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 |
|--------------------------|-------|-------|-------|-------|-------|
| ①量の見込み (年間延べ利用) | 24 人日 | 23 人日 | 22 人日 | 21 人日 | 20 人日 |
| ②確保の内容 (年間延べ利用) | 24 人日 | 23 人日 | 22 人日 | 21 人日 | 20 人日 |
| ニーズを注視しながら、供給体制の維持に努めます。 | | | | | |

※（見込み算出法）実績値から算出。

8 一時預かり事業

- 1 (1) 保育サービスの充実
- 1 (2) 地域での子育て支援体制の充実

一時預かり事業は、主に昼間に保育所（園）その他の場所において、一時的に乳幼児を預かる事業です。本事業は、以下の2類型に大別されます。

1) 幼稚園における在園児を対象とした預かり保育

幼稚園の放課後において、希望する在園児を対象に保育を行う事業です。

本町においては、ななかいこども園、認定こども園 常北保育園、みどりこども園、認定こども園 桂幼稚園の4カ所において実施しています。現行体制の維持を基本としながら、質の維持向上に努め、利用しやすい環境整備を推進します。

| | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 |
|--------------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|
| ①量の見込み (年間延べ利用) | 3、159 人日 | 3、137 人日 | 2、957 人日 | 2、742 人日 | 2、460 人日 |
| ②確保の内容 (在園児対象型) | 4カ所 3、300 人日 | 4カ所 3、300 人日 | 4カ所 3、200 人日 | 4カ所 3、000 人日 | 4カ所 2、800 人日 |
| 町内の認定こども園4園にて実施 | | | | | |

<参考>

| | |
|----------|-------------|
| 実績 (H30) | 合計 3、967 人日 |
|----------|-------------|

※（見込み算出法）国の手引きから算出。

2) 預かり保育以外の一時預かり（一時保育）

保育所（園）などにおいて未就園児を対象に預かり保育を行う事業です。

本町では、ななかいこども園、靖光保育園、認定こども園常北保育園、みどりこども園、認定こども園桂幼稚園の5カ所での実施があります。

未就園児の多くが0～2歳児であり、本事業の充実により教育・保育事業のニーズの緩和を図ることができます。現行体制の維持を基本としますが、ニーズの推移に即応できるように、きめ細かな現状把握を継続します。

| | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 |
|--------------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|
| ①量の見込み (年間延べ利用) | 603 人日 | 575 人日 | 555 人日 | 522 人日 | 479 人日 |
| ②確保の内容 (年間延べ利用) | 5カ所 2、820 人日 | 5カ所 2、820 人日 | 5カ所 2、820 人日 | 5カ所 2、820 人日 | 5カ所 2、820 人日 |

<参考>

| | |
|----------|-----------|
| 実績 (H30) | 合計 650 人日 |
|----------|-----------|

※（見込み算出法）国の手引きから算出。

9 延長保育事業

- 1 (1) 保育サービスの充実
- 1 (2) 地域での子育て支援体制の充実

保育所（園）で実施する延長保育事業は、保護者の就労形態の多様化、長時間通勤などに伴う延長保育需要に対応するための保育事業で、両親ともフルタイム就労の世帯などにおけるワーク・ライフ・バランスの推進のためにも重要な事業でもあります。保育所（園）などの開所時間 11 時間を超えた部分の預かりがこの事業に該当します。

本町においては、町内全ての保育園・認定こども園において 11 時間を超える保育を行っており、現行体制の維持を基本として実施を継続します。

| | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 |
|--------------------|----------------------|----------|----------|----------|----------|
| ①量の見込み (年間延べ人数) | 3、391 人日 | 3、235 人日 | 3、120 人日 | 2、938 人日 | 2、695 人日 |
| ②確保の内容 | 3、900 人日 | 3、900 人日 | 3、900 人日 | 3、900 人日 | 3、900 人日 |
| | 町内全ての保育園・認定こども園（5カ所） | | | | |

<参考>

| | |
|----------|-------------|
| 実績 (H30) | 合計 3、965 人日 |
|----------|-------------|

※（見込み算出法）実績値から算出。

10 病児・病後児保育事業

- 1 (1) 保育サービスの充実
- 1 (2) 地域での子育て支援体制の充実

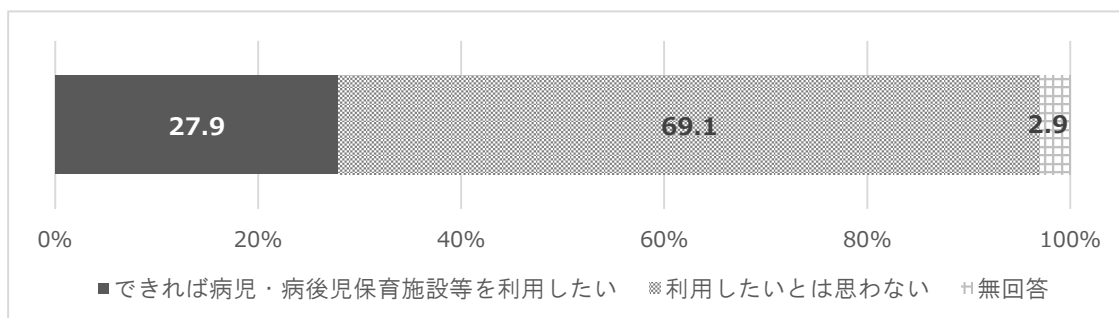
病児・病後児保育事業は、子どもが発熱等の急な病気となった場合や病後の安静に過ごさなければならない児童を、病院・保育所（園）等に付設された専用スペース等において看護師等が一時的に保育する事業、及び保育中に体調不良となった児童を保育所（園）の医務室等において看護師等が緊急的な対応を行う事業です。

① 現状

現在町内では、保育所（園）内で実施する体調不良型を、みどりこども園、認定こども園 常北保育園の2カ所において実施しています。

ニーズ調査では、子どもが病気の際、母親または父親が仕事を休んだと回答した保護者の内、27.9%が「できれば病児・病後児保育施設等を利用したい」と回答しています。

病児・病後児保育施設等の利用意向（就学前/ n=136）



病児保育事業の利用者数の推移（年間延べ利用数）

| 平成 27 年度 | 平成 28 年度 | 平成 29 年度 | 平成 30 年度 |
|----------|----------|----------|----------|
| 283 人日 | 325 人日 | 338 人日 | 414 人日 |

② 量の見込みと確保方策

就園中の児童については、体調不良型で対応するものとします。

未就園の児童に対する実施については、周辺市町村や医療機関への委託を含め、実施を検討していきます。

| | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 |
|--------------------|------------------|------------------|------------------|------------------|------------------|
| ①量の見込み | 672 人日 | 641 人日 | 618 人日 | 582 人日 | 534 人日 |
| ②確保の内容 | 2 力所 1、130 人日 | 2 力所 1、130 人日 | 2 力所 1、130 人日 | 2 力所 1、130 人日 | 2 力所 1、130 人日 |
| 病児・病後児保育 事業 | 0 力所 0 人日 | 0 力所 0 人日 | 0 力所 0 人日 | 0 力所 0 人日 | 0 力所 0 人日 |
| 体調不良型 | 2 力所 1、130 人日 | 2 力所 1、130 人日 | 2 力所 1、130 人日 | 2 力所 1、130 人日 | 2 力所 1、130 人日 |
| その他子育て援助 活動支援事業 | 0 力所 0 人日 | 0 力所 0 人日 | 0 力所 0 人日 | 0 力所 0 人日 | 0 力所 0 人日 |

※（見込み算出法）国の手引きから算出。

11 放課後児童健全育成事業

1 (2) 地域での子育て支援体制の充実

共働き家庭など留守家庭の就学児童に対して、学校の余裕教室、公民館などを利用した放課後児童クラブで、放課後に適切な遊び、生活の場を与えて、その健全育成を図る事業です。

① 現状

本町における放課後児童クラブの実施状況は、以下のようになっています。

| | 平成 27 年度 | 平成 28 年度 | 平成 29 年度 | 平成 30 年度 | 平成 31 年度 |
|-----------|----------|----------|----------|----------|----------|
| 小学 1～3 年生 | 98 人日 | 108 人日 | 102 人日 | 108 人日 | 104 人日 |
| 小学 4～6 年生 | 108 人日 | 116 人日 | 114 人日 | 117 人日 | 121 人日 |

② 量の見込みと確保方策

今後、すべての児童クラブで6年生までの利用実施を検討していきます。その上で、各児童クラブにおける増員と、未実施の小学校で実施することで充足させていきます。

(単位:人)

| | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 |
|------------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|
| 量の見込み(1年生) | 52 | 53 | 47 | 51 | 52 |
| 量の見込み(2年生) | 48 | 43 | 43 | 39 | 42 |
| 量の見込み(3年生) | 39 | 38 | 34 | 33 | 33 |
| 量の見込み(4年生) | 34 | 32 | 32 | 25 | 27 |
| 量の見込み(5年生) | 25 | 22 | 21 | 16 | 17 |
| 量の見込み(6年生) | 16 | 18 | 16 | 12 | 12 |
| ①量の見込み(合計) | 214人 | 206人 | 193人 | 176人 | 183人 |
| ② 確保の内容 | 250人 (8カ所) | 250人 (8カ所) | 250人 (8カ所) | 250人 (8カ所) | 250人 (8カ所) |

※(見込み算出法) 国の手引き、実績値を総合して算出。

③放課後子ども総合プラン

本町では、夏休みなど長期休暇中に、子どもに多様な体験を提供するために、地域の人材の協力のもと、子ども教室を実施しています。この子ども教室について、平日の放課後実施へ拡充を検討します。

また、平成31年度に実施したニーズ調査結果では、小学生の母親の就業率は85.3%となっており、これは「新・放課後子ども総合プラン」が令和5年度末に想定する女性の就業率を満たす値です。今後も小学校の児童が放課後等を安全・安心に過ごすことができる居場所づくりのため、放課後児童クラブとの一体的開催を町内3カ所で実施できるよう推進するとともに、庁内でも連携がとれるよう体制整備を検討します。

12 実費徴収に係る補足給付を行う事業

町が定めた保育料以外に、教材費、園外活動等の行事費、給食費などは実費負担にかかる費用として、保護者同意の下、施設が独自に徴収することができます。この実費徴収に対して、低所得者の負担軽減を図るため、公費による補助を行う事業です。新規事業であるため、今後、事業実施を検討していきます。

| | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 |
|---------|-------|-------|-------|-------|-------|
| ① 量の見込み | 需要あり | 需要あり | 需要あり | 需要あり | 需要あり |
| ② 確保の内容 | 実施する | 実施する | 実施する | 実施する | 実施する |

13 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

(1) 多様な保育サービスの充実

新規施設事業者が安定的かつ継続的に事業を運営し、地域ニーズに即した保育等を円滑に実施できるよう、実地支援、相談・助言、連携施設のあっせんなどを行う事業です。新規事業であるため、今後、事業実施を検討していきます。

| | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 |
|--------|-------|-------|-------|-------|-------|
| ①量の見込み | 需要なし | 需要あり | 需要あり | 需要あり | 需要あり |
| ②確保の内容 | 実施せず | 実施する | 実施する | 実施する | 実施する |

14 母子保健関連事業

① 目標事業量の設定及び目標

| | | 現状事業量 | 目標事業量 |
|-----------------------------------|------------------|---|---|
| | | 平成 30 年度 | 令和6年度 |
| 基本目標 2 子どもの生きる力を育む環境づくり | | | |
| 1) 結婚・妊娠・出産・育児に対する相談・指導の充実 | | | |
| ① | 母親・両親学級 | 3回/年 | 継続 |
| ② | ハイリスク妊産婦訪問指導 | 実施 | 継続 |
| ③ | こんにちは赤ちゃん事業 | 実施率 100% | 実施率 100% |
| ④ | 乳児相談 | 受診率 98.6% | 受診率 99% |
| ⑤ | すくすくベビー | 2回/月 | 継続 |
| ⑥ | 離乳食教室 | 4回/月 | 継続 |
| ⑦ | つどいのひろば | 2回/月 | 継続 |
| ⑧ | にこにこひろば | 1回/月 | 継続 |
| ⑨ | おむすびころりんくらぶ | 1回/月 | 継続 |
| ⑩ | こどもの相談会 | 3回/月 | 継続 |
| ⑪ | 子育てひろば（プレイルーム開放） | 週 5 回 | 継続 |
| ⑫ | 母子愛育会の活動支援 | 実施 | 継続 |
| ⑬ | 自主団体等の活動支援 | 実施 | 継続 |
| 2) 母子の健康管理と疾病予防 | | | |
| ① | 母子健康手帳の交付 | 届出割合 95.5% (妊娠 11 週までの交付) | 届出割合 98% (妊娠 11 週までの交付) |
| ② | 妊婦健康診査 | 受診率 83.1% | 受診率 85% |
| ③ | 産婦健康診査 | 受診率 81.1% | 受診率 85% |
| ④ | 乳児健康診査 | 受診率 70.6% | 受診率 75% |
| ⑤ | 1 歳 6 カ月健康診査 | 受診率 98.7% | 受診率 100% |
| ⑥ | 3 歳児健康診査 | 受診率 100% | 受診率 100% |
| ⑦ | 乳幼児歯科健康診査 | 受診率 98.8% | 受診率 100% |
| ⑧ | 予防接種 | 受診率 95% (1歳6か月までに四種混合、 麻しん・風しんの予防接種を 終了している者の割合) | 受診率 95% (1歳6か月までに四種混合、 麻しん・風しんの予防接種を 終了している者の割合) |
| ⑨ | 乳幼児の事故防止対策 | 実施 | 継続 |
| 4) 思春期保健対策の充実 | | | |
| ① | 思春期健康教室 | 5 回/年 | 継続 |
| 5) 医療体制の充実 | | | |
| ① | 救急・医療に関する情報提供 | 実施 | 継続 |
| ② | 不妊治療対策の充実 | 実施 | 継続 |
| ③ | 未熟児養育医療制度 | 実施 | 継続 |

② 母子保健調査必須問診項目として把握する指標（独自の問診項目も含む）

| 指標名 | 調査対象者・目標値 | | | | | | |
|---|----------------|-----------|----------|-----------|----------|----|----------|
| | 現行水準 | 3・4 か月 | 目標値 | 1歳 6ヶ月 | 目標値 | 3歳 | 目標値 |
| 妊娠・出産について満足している者の割合 | 68.4% | ○ | 70% | — | — | — | — |
| 妊娠中に歯科健診（治療を除く）の受診率 | 22.4% | ○ | 40% | — | — | — | — |
| 妊娠中の妊婦の喫煙率 | 1.8% | ○ | 0% | — | — | — | — |
| 育児期間中の両親の喫煙率 | 父 41.8% | ○ | 父 30% | ○ | 父 30% | ○ | 父 30% |
| | 母 16.8% | | 母 6% | | 母 6% | | 母 6% |
| 妊娠中の妊婦の飲酒率 | 0.0% | ○ | 0% | — | — | — | — |
| 仕上げ磨きをする親の割合 | 71.4% | — | — | ○ | 75% | — | — |
| 出産後1か月時の母乳育児の割合 | 26.3% | ○ | 30% | — | — | — | — |
| 1歳6か月までに四種混合、麻しん・風しんの予防接種を終了している者の割合 | 95.0% | — | — | ○ | 95% | — | — |
| この地域で子育てをしたいと思う親の割合 | 89.0% | ○ | 93% | ○ | 93% | ○ | 93% |
| 積極的に育児をしている父親の割合 | 61.8% | ○ | 65% | ○ | 65% | ○ | 65% |
| 乳幼児のいる家庭で、風呂場のドアを乳幼児が自分で開けることができないよう工夫した家庭の割合 | 61.2% | — | — | ○ | 65% | — | — |
| ゆったりとした気分で子どもと過ごせる時間がある母親の割合 | 3・4か月 91.0% | ○ | 93% | ○ | 80% | ○ | 75% |
| | 1歳6か月 75.7% | | | | | | |
| | 3歳 74.3% | | | | | | |
| 育てにくさを感じたときに対処できる親の割合 | 84.0% | ○ | 90% | ○ | 90% | ○ | 90% |
| 子どもの社会性の発達過程を知っている親の割合 | 93.0% | ○ | 95% | ○ | 95% | ○ | 95% |
| 子どもを虐待していると思われる親の割合 | 3・4か月 0.0% | ○ | 0% | ○ | 0% | ○ | 0% |
| | 1歳6か月 0.0% | | | | | | |
| | 3歳 0.0% | | | | | | |
| 乳幼児揺さぶられ症候群（SBS）を知っている親の割合 | 98.2% | ○ | 100% | — | — | — | — |

現行水準…厚生労働科学研究（山縣班）親と子の健康度調査

※城里町平成30年度データ

第6章 計画の推進体制

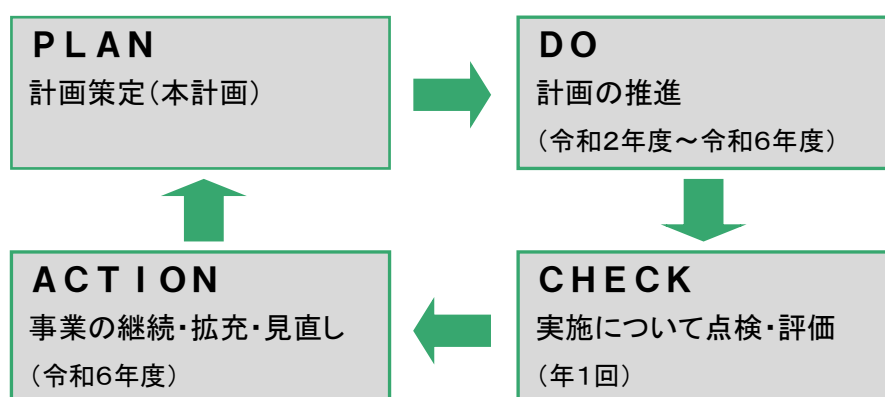
第1節 計画の推進にあたっての役割分担と連携

各施策の推進については、庁内において年度毎に各事業の進捗状況を把握していきます。

| 施策 | 事業 | 担当課・関係機関 |
|---|-----------------|----------------|
| ① 庁内推進体制の整備 子ども・子育て支援事業計画の進捗状況については年度毎に把握し、計画を総合的に推進するため庁内担当者会議を開催します。 | 庁内担当者会議の開催 | 福祉子ども課 関係各課 |
| ② 事業計画進捗状況の評価と公表等 計画の進捗状況を定期的に公表するとともに、関係団体等から意見聴取を行い、施策への反映を図ります。 | 事業計画進捗状況の評価と公表等 | 城里町子ども・子育て会議 |

第2節 進行管理

計画の策定に向けて、学識経験者、子育ての当事者や支援者、保育・教育関係者などから構成される「城里町子ども・子育て会議」を設置し、議論を行ってきました。本会議は子ども・子育て支援施策の総合的・計画的な推進に関して必要な事項や施策の実施状況を調査審議する場に位置付けられています。そのため、計画策定後も、計画における実施状況や評価については、「城里町子ども・子育て支援会議」で審議を行っていきます。



※PDCAサイクル：政策の策定から見直しまでを一貫し、円滑に進めるための手法の一つで、Plan（計画）→Do（実行）→Check（評価）→Action（改善）の4段階を繰り返すことにより、政策実行を継続的に改善し、次期の政策策定等へ反映させる。

資料編

1 条例

城里町子ども・子育て会議条例

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第77条第1項の規定に基づき、城里町子ども・子育て会議（以下「会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 会議は、次に掲げる事務を処理する。

- (1) 法第77条第1項各号に規定する事務を処理すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、本町の子ども・子育て支援施策に関し、町長が必要と認める事項について調査審議すること。

(組織)

第3条 会議は、委員20人以内をもって組織し、次に掲げる者のうちから町長が委嘱又は任命する。

- (1) 子どもの保護者
- (2) 事業主を代表する者
- (3) 労働者を代表する者
- (4) 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
- (5) 子ども・子育て支援に関し学識経験のある者
- (6) その他町長が必要と認める者

(委員の任期)

第4条 会議の委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第5条 会議に会長及び副会長各1人を置き、委員のうちから互選する。

2 会長は、会議を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 会議は、会長が招集し、議長となる。ただし、会長が互選される前に招集する会議は、町長が招集する。

2 会議は、委員の半数以上の出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席等)

第7条 会議は、審議のため必要があると認めるときは、関係者に対し、出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第8条 会議の庶務は、福祉こども課において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、会議の運営その他必要な事項は、会長が町長の同意を得て定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成28年条例第12号)

(施行期日)

1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際、現に改正前の条例の規定によりなされた処分、手続きその他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。

2 策定委員

城里町子ども・子育て会議委員

R2年2月現在

| | 機関・団体名 | 氏名 |
|----|------------------------------|-----------|
| 1 | 城里町議会議長 | 小 坏 孝 |
| 2 | 城里町教育委員会教育長 | 高 岡 秀 夫 |
| 3 | 認定こども園 常北保育園長 | 瀬 谷 豊 彦 |
| 4 | 認定こども園 桂幼稚園長 | 小 山 智 大 |
| 5 | みどりこども園長 | 大 澤 若 葉 |
| 6 | 靖光保育園長 | 飯 村 貞 子 |
| 7 | 城里町民生委員・児童委員協議会代表 (主任児童員) | 小田部 晴 美 |
| 8 | 児童クラブ代表(石塚開放学級指導員) | 鈴 木 真 智 子 |
| 9 | 城里町学校長会会長(沢山小学校長) | 長 山 透 |
| 10 | ななかいこども園長 | 小 林 美 智 子 |